

T-Connect 利用規約

T-Connect 利用規約（以下、「本規約」といいます）は、トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といいます、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する自動車向け情報通信サービス「T-Connect」およびそのオプションサービス（以下、これらを総称して「T-Connect」といいます）の利用条件を定めるものです。

第1条（本規約の適用範囲等）

1. 本規約は、T-Connect を利用する契約者等（第3条にて定義します。以下、同じです）と当社との間の T-Connect の利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、T-Connect の利用条件等に関して、別途個別の規約（以下、「個別規約」といいます）を設けることがあります。個別規約は、本規約と一体となり、その一部を構成するものとし、契約者等は、T-Connect を利用する際には、本規約に加えて個別規約の定めも遵守するものとします。ただし、本規約と個別規約の定めが矛盾または抵触する場合には、個別規約の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（本規約等の変更）

1. 当社は、本規約および個別規約（以下、これらを総称して「本規約等」といいます）を、契約者（第3条にて定義します。以下、同じです）への通知および契約者の同意を得ることなく、変更することができるものとします。ただし、関係法令等に基づき契約者の同意を得ることが必要となる変更を行う場合は、当社の定める方法で契約者の同意を得るものとします。
2. 当社は、前項に基づき本規約等を変更する場合には、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、当該効力発生日の7日前までに、以下に掲載する方法で周知するものとします。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

第3条（定義）

- (1) 契約者：当社との間で T-Connect の利用に関する契約を締結した者をいいます。
- (2) T-Connect 利用契約：当社と契約者との間で成立する T-Connect の利用に関する契約をいいます。
- (3) 基本サービス：T-Connect のうち、別紙1の別表 1A～F「基本サービス」に記載の各サービスおよび当社が「T-Connect」の名称で対象車両向けに提供するその他のサービス（オプションサービスを除きます）を総称していいます。
- (4) オプションサービス：T-Connect のうち、別紙1の別表 1A～F「オプションサービス」に記載の各サービスを総称していいます。
- (5) T-Connect 基本契約：T-Connect 利用契約のうち、当社と契約者との間で成立する基本サービスの利用に関する契約をいいます。
- (6) オプションサービス契約：T-Connect 利用契約のうち、当社と契約者との間で成立するオプションサービスの利用に関する契約をいいます。
- (7) オプションサービス提供事業者：TC または TMC のうち、各オプションサービスの提供主体となる者をいいます（TC および TMC が共同でオプションサービスを提供する場合には、当該オプションサービスに係るオプションサービス提供事業者とは、TC および TMC を総称していいます）。
- (8) 利用車両：契約者が所有または利用等する権限を有するトヨタブランドの対象車両のうち、T-Connect 利用契約に基づき、T-Connect を利用する車両として指定された車両をいいます。
- (9) 車両利用者：第8条第1項の定めに基づき契約者から利用車両における T-Connect の利用を許諾された者をい

います（契約者自身を含みません）。

- (10) 権限受領者：第 8 条第 2 項の定めに基づき契約者から T-Connect の利用権限を付与された者をいいます（契約者自身を含みません）。
- (11) 契約者等：契約者、車両利用者および権限受領者を総称していいます。
- (12) 「TOYOTA アカウント」：各種連携サービスをご利用いただける TMC 発行のお客様認証サービスです。
- (13) T-Connect ID：契約者に発行される契約 ID をいいます。
- (14) 車載機：利用車両搭載のカーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、T-Connect を利用できるものをいいます。
- (15) 情報通信端末：携帯電話、パソコン、スマートフォンその他当社所定の情報通信端末をいいます（DCM を含みません）。動作確認済の携帯電話、スマートフォンについては、こちら (<https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html>) からご確認いただけます。
- (16) DCM：対象車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。なお、DCM におけるデータ通信は、第 4 条第 4 項に規定する場合を除き、TC により提供されます。詳細は、DCM 通信サービスに関する重要事項説明書をご確認ください。
- (17) 通信機：DCM および動作確認済の携帯電話、スマートフォンをいいます。
- (18) センター：T-Connect を運営・提供するために、TC が管理し、運用し、または保有するシステムおよび運営組織をいいます。
- (19) 位置情報：車載機および DCM よりセンターに対して情報を送信した時点における利用車両のおおよその所在場所の情報をいいます。
- (20) 契約データ：契約者（契約者が法人である場合には、契約者の担当者を含みます）の氏名・名称、住所、電話番号およびメールアドレス等の契約者に関する情報、ならびに契約者の T-Connect 利用契約の内容および利用状況等 T-Connect 利用契約に関する情報で、T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/>) に定めるものをいいます。
- (21) 車両データ：利用車両の車名・車体（車台）番号等の車両に関する情報、利用車両の走行距離・位置情報等の走行状況に関する情報および利用車両の警告の表示情報等の車両状態に関する情報で、T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/>) に定めるものをいいます。
- (22) My TOYOTA (WEB)：T-Connect に関する契約者向けのウェブサイトをいいます。
- (23) My TOYOTA+：TMC が My TOYOTA+ の名称で提供する T-Connect の一部サービスの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。
- (24) 関係機関：警察および消防等の機関をいいます。
- (25) 緊急事態：以下の場合をいいます。
 - ① 交通事故、急病その他の事由により利用車両の乗員等を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要がある発生した場合
 - ② 利用車両の乗員等の生命・身体が重大な危険に晒されるような切迫した事態が発生した場合
 - ③ 交通事故等による利用車両の損壊があった場合、または火災が発生した場合
- (26) 自動通報：エアバッグの展開等と連動して、通信機から自動的になされる通報をいいます。
- (27) 手動通報：ボタンの押下等の手動操作により、通信機からなされる通報をいいます。
- (28) 盗難発生警報装置：利用車両に搭載される機器であり、利用車両に盗難が発生した場合、または盗難発生の蓋然性を有する事象が発生した場合、音または音および灯光等により、利用車両の車外へ警報を発すると共に、車載機および DCM に対して、盗難発生または盗難発生の可能性に関する警報信号を送る装置をいいます。
- (29) 通報：緊急事態発生時に、自動通報または手動通報によりなされる、車両位置等のデータおよび音声を含む発信をいいます。

をいいます。

- (30) 車載機専用アプリ：Apps 上で利用できる車載機専用のアプリケーションをいいます。なお、車載機専用アプリを利用するには、TC または車載機専用アプリ提供事業者が当該車載機専用アプリの利用に関して別途定める規約を遵守する必要があります。
- (31) 車載機専用アプリ提供事業者：車載機専用アプリを提供する事業者（TC を含みません）をいいます。
- (32) 車載機専用アプリ提供事業者サービス：車載機専用アプリ提供事業者が提供する、アプリケーションおよびコンテンツ等のサービスをいいます。
- (33) 協業サービス：T-Connect の全部または一部と連携する他社の提供するサービスをいいます。
- (34) 協業事業者：協業サービスを提供する事業者をいいます。
- (35) 取次先サービス：T-Connect を通じて当社が取次ぎを行うことのできる他社の提供するサービスをいいます。
- (36) 取次先事業者：取次先サービスを提供する事業者をいいます。
- (37) 外部サービス：Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Apps 以外のサービスをいいます。
- (38) 外部サービス提供者：外部サービスを提供する者をいいます。
- (39) 外部サービス契約：外部サービスに関する契約をいいます。
- (40) 外部サービス連携機能：外部サービスと連携するための Apps の機能をいいます。
- (41) 販売店：契約者が利用するトヨタブランドの車両を購入した販売店（車両を販売する法人を指すものとし、法人の全ての事業所（店舗）を含みます、以下同じです）、および契約者または車両利用者が指定した販売店をいいます。

第4条（T-Connect 利用契約の申し込み）

1. T-Connect 利用契約は、利用車両 1 台ごとに、契約者と当社（ただし、オプションサービス契約については、オプションサービスの提供事業者）との間で成立するものとし、これに反する申し込みを行うことはできません。
2. T-Connect 利用契約の締結を申し込もうとする者（以下、「申込者」といいます）は、本規約等の定めを理解し、これを承諾したうえで、当社所定の方法に従い、T-Connect 利用契約の締結を申し込むものとします。また、T-Connect 基本契約の契約者または申込者が、新たにオプションサービス契約の締結を申し込む場合も、同様とします。
3. T-Connect の申し込みに必要な情報の全部または一部を提供しない場合、または本規約等に同意しない場合には、T-Connect 利用契約の締結を申し込むことはできません。
4. T-Connect エントリーまたは T-Connect スタンダード利用契約の申し込みを行った場合には、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）に対して、KDDI の「カーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約」に定める通信サービス契約にお申し込みいただいたこととなります。DCM におけるデータ通信は、KDDI により提供されます。
5. 一部の申込方法およびサービスプランにおいては、T-Connect 利用契約の申し込み、締結および契約継続のためには、「TOYOTA アカウント」および T-Connect ID との連携が必要であり、申込者および契約者は、自己の責任と費用負担において、「TOYOTA アカウント」を取得し、保有するものとします。
6. 前項に定める場合のほか、申込者および契約者は自己の責任と費用負担において、「TOYOTA アカウント」を取得し、自らの「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携させるものとします。なお、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID との連携を行っていない場合、T-Connect のサービスが制限して提供されることがあり、申込者および契約者はあらかじめこれを承諾します。
7. 「TOYOTA アカウント」の利用に関しては、TOYOTA アカウント利用規約 (<https://id.toyota/commonTerms/content/>)（以下、「TOYOTA アカウント規約」といいます）が適用され、申込者および契約者は、本規約と抵触しない限りにおいて、TOYOTA アカウント規約の定めるところに従うものとします。

第5条 (T-Connect 利用契約の成立)

1. T-Connect 利用契約は、前条第2項の申し込みが TC に到達した後、当社が当該申し込みを承諾したときに成立するものとします。なお、申込者が当該申し込みを行った T-Connect のサービスを利用することができる状態となった場合には、その時点で、当社が承諾をしたものとみなします。
2. TMC は、TC に対し、T-Connect 利用契約に関する、申し込みの諾否、変更、解約、解除およびその他の意思表示（本規約等において TC および TMC が意思表示することとされているものを含みます）について包括的に委任するものとし、TMC の顕名の有無を問わず、TC による当該意思表示については、TMC にその効果が帰属するものとします。

第6条 (契約書面等の交付方法)

1. TC は、警備業法および電気通信事業法に基づいて契約締結前後にお渡しする書面について、当該書面の交付に代えて、当社指定ウェブサイト (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) で掲載することにより当該書面に記載すべき情報を提供します。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、末尾記載の T-Connect サポートセンターに連絡をすることで、前項の書面の交付を求めることができるものとします。

第7条 (T-Connect のサービス内容)

1. T-Connect は、日本国内で提供される対象車両向けの情報通信サービスであり、基本サービスおよびオプションサービスにより構成されます。
2. 基本サービスおよびオプションサービスの内容は、別紙2または各オプションサービスの個別規約に定めるところによります。利用者は、これらに定める利用条件等に従って各サービスを利用するものとします。
3. オプションサービスを利用するためには、T-Connect 基本契約に加えてオプションサービス契約の締結が必要です。オプションサービスは、T-Connect 基本契約の締結を前提として提供される付加的なサービスであり、T-Connect 基本契約の締結を申し込むことなく、オプションサービス契約の締結のみを申し込むことはできません。また、T-Connect 基本契約が終了した場合には、オプションサービス契約も同時に終了します。
4. 当社は、T-Connect のサービスの一部または全部をいつでも変更または終了することができるものとします。ただし、当該変更または終了が契約者等に重大な影響を及ぼすものと認められる場合、当社は、あらかじめ当該変更または終了の内容および時期を契約者に周知するよう努めるものとします。

第8条 (T-Connect の利用範囲)

1. 契約者は、自ら T-Connect を利用することができるほか、自己の責任と費用負担において、利用車両を使用する第三者（車両利用者）に対して当該利用車両の使用に伴い T-Connect の各サービスを利用させることができます。ただし、T-Connect のサービスによっては、車両利用者が利用できないものもありますので、あらかじめご了承ください。
2. 前項に定めるほか、一部のサービスプラン (https://toyota.jp/tconnectservice/service/sp_app.html) においては、契約者は、自己の責任と費用負担において、My TOYOTA+を用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（権限受領者）に対して T-Connect のうち当社指定のサービスの一部機能を利用する権限を付与することができます（以下、「リモートサービスのシェア」といいます）。ただし、権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。なお、契約者および権限受領者は、My TOYOTA+を利用する際には、TMC が My TOYOTA+の利用条件等に関し別途設ける個別の規約がある場合には当該個別の規約の定めを遵守するものとします。
3. 契約者は、車両利用者または権限受領者が車載機または情報通信端末を通じて契約データまたは車両データを閲覧

することができることを理解し、これを承諾のうえ、車両利用者に T-Connect を利用させ、または権限受領者にリモートサービスのシェアを行うものとします。

4. 契約者は、車両利用者および権限受領者をして、本規約等の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、車両利用者および権限受領者が行った行為については、契約者自らが行った行為とみなされ、契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。
5. 契約者が第三者との間で別途締結する利用車両の貸渡契約（契約の名称を問いません。以下、本項において同じです）に基づき、当該第三者（車両利用者）に対して利用車両の使用に伴い T-Connect を利用させる場合には、契約者は、当該第三者（車両利用者）に対して、当該貸渡契約の中で、本規約等の各条項を周知するとともに、これを遵守させる義務を課すものとします。
6. 契約者と車両利用者または権限受領者との間で紛争が発生した場合、当該紛争は当事者間で解決されるものとし、当社は、一切の責任を負いません。

第9条（必要機器・ID等の管理）

1. 契約者等は、T-Connect の利用に必要な車載機、通信機その他周辺機器の通信回線を自己の責任と費用負担で用意し、また、T-Connect の利用に別途通信費および通話料を要する場合にはこれを自ら負担するものとします。
2. 契約者は、T-Connect の利用にあたり必要となる ID、パスワードその他の暗証番号（以下、総称して「ID等」といいます）を自ら責任をもって管理するものとし、当該 ID等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
3. 契約者は、本規約等で許容される場合を除き、自己の ID等を、第三者に対して譲渡、貸与、公表等し、またはその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。

第10条（T-Connect の提供の一時的な中断）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し事前に通知することなく、T-Connect の一部または全部の提供を一時的に中断することがあります。

- (1) T-Connect またはそれに関連するシステムの保守を、定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災または疫病の流行等の不可抗力により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (5) 法令または管轄官公庁の要請に基づく場合
- (6) 通信サービスが停止した場合または車載機もしくは通信機の使用環境等の事情により通信障害が生じた場合
- (7) その他運用上もしくは技術上 T-Connect の提供の一時的な中断が必要な場合

第11条（利用料金の支払い）

1. 契約者は、T-Connect 基本契約に基づき、基本サービスの利用料金として別紙1に定める金額（それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「T-Connect 基本利用料」といいます）を、当社に対して支払うものとします。
2. 契約者は、各オプションサービス契約に基づき、オプションサービス利用料金として各オプションサービスの個別規約に定める金額（それに対する消費税および地方消費税を含み、以下、「オプションサービス利用料」といいます）を、オプションサービス提供事業者に対して支払うものとします。
3. T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料（以下、これらを総称して「本件料金」といいます）の支払方法および支払期日は、別紙1に定めるところに従うものとします。ただし、各オプションサービスの個別規約に別段の定めがある場合には、当該個別規約の定めに従うものとします。
4. 契約者が指定口座振込による支払いを行う場合において、契約者の支払った金額が本件料金および当社と契約者と

の取引に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。

5. T-Connect 利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他事由のいかんを問わず終了した場合であっても、当社は、既に支払われた本件料金の払い戻しを行いません。ただし、本規約または個別規約で別段の定めがある場合は、この限りではありません。
6. T-Connect 利用契約の全部または一部が、解約、解除またはその他事由のいかんを問わず終了した場合で、当該終了した時点で、契約者が当該終了した契約に基づき、またはそれに関連して、当社またはオプションサービス提供事業者に対して債務（本件料金の支払債務を含みますが、これに限られません）を有するときには、契約者は、当該債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに当社またはオプションサービス提供事業者に対して当該債務を支払うものとします。
7. 解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用契約が終了した日から最大 3 日間は T-Connect の一部のサービスがご利用いただける状態が継続している場合があります。その場合であっても、当社は、契約が終了した日以降の T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料は請求しません。

第12条（個人情報等の取扱い）

1. 当社は、T-Connect の提供にあたり取得した契約者等の個人情報を T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) に従い、適切に取り扱います。
2. 当社は、契約者等の個人情報を、T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) に定めるところにより、第三者に提供することがあり、契約者等はこれを確認のうえ、内容に同意するものとします。

第13条（知的財産権）

T-Connect を通じて契約者等に提供される情報およびコンテンツ等に関する著作権、商標権および意匠権等の知的財産権は、当社その他正当な権限者に帰属するものとし、契約者等は、当該コンテンツ等を複製、改変、頒布、譲渡、貸与または公衆送信（送信可能化を含みます）等し、またはその他の方法で当社または第三者の知的財産権を侵害してはならないものとします。

第14条（禁止行為）

契約者は、T-Connect の利用に際し、自らならびに車両利用者または権限受領者をして次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社または第三者の権利、財産もしくはプライバシーを侵害する行為
- (2) 当社または第三者の名誉もしくは信用を棄損する行為
- (3) 当社に対して虚偽または不正確な事実を提供する行為
- (4) 著しく粗野または乱暴な行為
- (5) T-Connect の提供に従事する者の名誉、信用を棄損しもしくはその性的羞恥心を害する行為
- (6) T-Connect の提供に係る設備機器・システム等に対して過度な負担を与える行為、または当該設備機器・システム等を分解・改造等する行為
- (7) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または書き込む行為
- (8) 当社による T-Connect の提供または運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為
- (9) 利用車両の走行中に運転者に車載機を操作させる等、利用車両の安全運転に支障を及ぼすおそれのある態様で T-Connect を利用する行為
- (10) 法令または公序良俗に違反する行為

- (11)本規約等の定めに違反する行為
- (12)その他当社が不適切と判断する行為

第15条（変更の届出）

1. 契約者は、氏名、住所、電話番号、クレジットカード番号その他当社への届出内容に変更があった場合、当社所定の方法に従い、速やかに当社に対して変更届出を行うものとします。
2. 第4条に定める「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID との連携を行っている契約者が「TOYOTA アカウント」に登録されている情報のうち、前項の届出事項に該当する情報について、TMC 所定の方法で「TOYOTA アカウント」の登録情報の変更届出を行ったときは、前項の届出が行われたものとして取り扱います。
3. 契約者が第1項の届出を怠ったことにより契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、一切責任を負いません。

第16条（利用車両譲渡時等の取扱い）

1. 契約者は、第三者への譲渡または棄損・滅失等により利用車両を所有・利用等しなくなった（以下、「譲渡等の事実」といいます）場合には、直ちに当社所定の手続きにより、譲渡等の事実を当社に届け出るものとします。
2. 当社において前項の届出受付処理を行った日もしくは前項の届出が当社に到達した日から起算して5営業日目のいずれか早い日、または前項の届出の有無にかかわらず当社が譲渡等の事実を知った時点で、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
3. 当社は、契約者のプライバシーを保護し、また、利用車両の安全を確保するため、契約者の利用車両の譲渡等の事実の有無を確認することを目的として、一般財団法人自動車検査登録情報協会の提供する自動車検査登録情報提供サービス（以下、「AIRIS」といいます）を利用できるものとします。
4. 当社が、AIRIS により契約者の利用車両について下記のいずれかに該当することを検知した場合、抹消、一時抹消あるいは変更の各登録のされた日の属する月の翌々月末日に、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
 - (1) 利用車両について抹消登録がされたこと
 - (2) 利用車両について一時抹消登録がされたこと
 - (3) 利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が同月内に変更登録されたこと。
ただし、利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方が変更登録された日の属する月の前月から翌々月末日の前日 18 時までの間に、当社に対し、第 15 条に基づき住所、氏名その他当社所定の項目のうちいずれかの変更届出があった場合を除く。
5. 前項に基づく T-Connect 利用契約の終了により契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、当社は、当該損害・損失等について一切の責任を負いません。
6. 契約者は、利用車両を第三者へ譲渡または貸与する等自己の直接占有から離脱させる場合、自己の責任と費用負担において、車載機または通信機に入力された契約データおよび車両データのすべてを、所定の手続きにより消去するものとします。万が一、契約者が所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機に入力された契約データおよび車両データが第三者に閲覧された場合または漏洩した場合であっても、当社は、一切の責任を負いません。
7. 契約者は、譲渡等の事実が発生した場合、利用車両の新たな所有者および占有者の同意がない限り、いかなる手段によっても、当該利用車両の車載機または通信機に蓄積されるデータにアクセスしてはならないものとします。
8. 契約者が第1項、第6項または第7項の定めに違反したことにより第三者に損害が発生し、または第三者との間で紛争が生じた場合には、契約者は、自己の責任と費用負担において、当該損害を賠償し、または紛争を解決するものとし、当社はこれらについて一切の責任を負いません。

第17条（契約期間）

本規約等に別段の定めがない限り、T-Connect 基本契約の契約期間は別紙 1A～F に定めるところにより、オプションサービス契約の契約期間は、各オプションサービスの個別規約に定めるところによるものとします。

第18条（T-Connect 利用契約の解約）

1. 契約者は、T-Connect 利用契約の全部または一部の解約（オプションサービス契約のみの解約も含みます）を希望する場合、解約を希望する契約を明らかにして、当社所定の手続きにより当社に解約を届け出るものとします。
2. 前項の解約届出の対象となった各 T-Connect 利用契約は、本規約等で別段の定めがない限り、次の各号に定める日に解約の効力が生じるものとします。
 - (1) T-Connect 基本契約を解約する場合：当社において解約処理を行った日または解約届出が当社に到達した日から起算して 5 営業日目のいずれか早い日。
 - (2) 各オプションサービス契約を解約する場合：解約届出が当社に到達した日の属する各オプションサービス契約期間の満了日。ただし、一部サービスプランについては解約届出が到達した日。
3. 前項の定めにかかわらず、各オプションサービス契約の解約の効力発生日以前に T-Connect 基本契約が事由のいかんを問わず終了した場合には、T-Connect 基本契約の終了時点でオプションサービス契約は終了するものとします。
4. T-Connect 利用契約の解約、解除、その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用契約が終了した場合、当社は、契約者に代わり、協業サービスまたは取次先サービス（以下、本項において「協業サービス等」といいます）の提供事業者に対して、当該契約者の利用する協業サービス等の解約の申し込み等を行うことができるものとし、契約者はあらかじめこれを承諾します。

第19条（解除事由等）

1. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、T-Connect の申し込みを承諾しないことがあります。また、申し込みの承諾後であっても、契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申し込みの承諾を取り消すことがあります。
 - (1) 本規約違反等により過去に T-Connect 利用契約を解除されたことがあることが判明した場合
 - (2) T-Connect の申し込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
 - (3) クレジットカードが無効である場合または収納代行会社、クレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
 - (4) 過去に本件料金の支払いを怠っていたことが判明した場合
 - (5) 第 23 条に違反する事実が判明した場合
 - (6) その他当社が契約者として不相当と判断する場合
2. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に通知または催告することなく、T-Connect 利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) T-Connect 利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
 - (2) T-Connect を不正に利用した場合
 - (3) T-Connect の運営を妨害した場合
 - (4) 本件料金の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
 - (5) T-Connect を 1 年以上利用していない場合
 - (6) 本規約の定め違反した場合
 - (7) 第 23 条に違反する事実が判明した場合
 - (8) その他当社が契約者として不相当と判断する相当な事情があった場合

第20条（損害賠償等）

1. 契約者等が T-Connect の利用に関して第三者に対して損害を与えた場合、契約者等は、当該損害を賠償する責任を負い、また、当該第三者との間の紛争について、自己の責任と費用負担においてこれを解決するものとします。
2. 契約者等が本規約等に反する行為または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は、契約者等に対し、損害賠償を請求することができるものとします。なお、これにより、当社の車両利用者または権限受領者に対する損害賠償請求権の行使が妨げられるものではありません。

第21条（免責）

1. 当社は、T-Connect について、目的適合性、有用性、正確性、および完全性（動作保証、品質保証、提供情報の正確性を含みますが、これに限られません）の保証その他一切の保証をするものではなく、T-Connect の利用に関し契約者等に損害・損失等が発生した場合であっても、これらについて一切の責任を負いません。
2. 本規約等の他の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により、契約者等に損害が生じた場合は、その賠償額は、当社の帰責事由の原因となった各 T-Connect 利用契約の1年間の利用料金相当額（T-Connect 基本契約が直接の原因となった場合には、該当する T-Connect 基本契約のサービスプランの1年間の T-Connect 基本利用料相当額、各オプションサービス契約が直接の原因となった場合には、該当するオプションサービス契約のサービスプランの1年間の当該オプションサービス利用料相当額）を上限とします。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由により契約者等が T-Connect の全部または一部を利用できず、これにより契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
 - (1) 契約者等が本規約等の定めに違反する行為をした場合
 - (2) 第10条に基づき T-Connect の提供を一時的に中断する場合、または第7条第4項に基づき T-Connect を変更もしくは終了する場合
 - (3) 車載機、通信機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合
 - (4) 車載機、通信機その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
 - (5) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合
 - (6) 利用車両に取り付けた車両メーカー純正品以外の用品によって、T-Connect の一部機能が正しく作動しない場合
 - (7) 電波状況、通信回線の混雑等により、通信サービスが利用できず、または、通信速度が低下する場合
 - (8) メールを利用するサービスにおいて、当社に登録しているメールアドレスに、当社所定の方法を用いて当社所定の回数のメールを送信したにもかかわらず、いずれも不達となる場合
 - (9) My TOYOTA+またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、情報通信端末または My TOYOTA+またはデジタルキーアプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合
 - (10) My TOYOTA+またはデジタルキーアプリを利用するサービスにおいて、My TOYOTA+またはデジタルキーアプリの不具合、ID 等の失念その他事由のいかににかかわらず正常にログインができず、またはログイン状態を維持できない場合
 - (11) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合
 - (12) 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害による場合
 - (13) その他 T-Connect の全部または一部が利用できないことにつき、当社に帰責事由が認められない場合

第22条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、T-Connect 利用契約にかかわる契約上の地位または権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第23条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自己（契約者が法人である場合においてはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます）、車両利用者もしくは権限受領者または代理人もしくは媒介者（以下、「関係者」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下、「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 契約者は、自己、車両利用者、権限受領者または関係者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) T-Connect の利用に関する脅迫的な言動（自己、車両利用者もしくは権限受領者または関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません）または暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計または威力による当社の信用の棄損または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為

第24条（専属的合意管轄裁判所）

契約者等と当社との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（規約の有効性）

1. 本規約等の一部の規定が無効となった場合でも、当該規定以外の規定は有効に存続するものとします。
2. 本規約等の一部の規定が一部契約者との関係で無効となり、または取り消された場合であっても、その他の契約者との関係では有効に存続するものとします。

第26条（KINTO とのリース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合に関する特則）

株式会社 KINTO（以下、「KINTO」といいます）との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して、T-Connect 利用契約を締結する場合は、本規約の適用に関し、次の各号に定める特則が適用されます。KINTO とのリース契約に T-Connect 利用契約が付随する車両は、こちら

(https://faq.kinto-jp.com/faq/show/3583?site_domain=default) からご確認いただけます。

- (1) KINTO とのリース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれますので、別途本件料金をお支払いいただく必要はありません（ただし、KINTO とのリース契約に付随しない有料オプションサービスの利用料を除きます）。
- (2) 第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、KINTO とのリース契約期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることはできません。当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、KINTO とのリース契約自体を解約していただく必要があります。
KINTO とのリース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、T-Connect 利用契約も KINTO とのリース契約が終了した時点で当然に終了します。

第 27 条（法人管理契約者に関する特則）

法人管理契約（本条第 1 号の細分③に定義します）を締結する契約者については、本規約の適用に関し、次の各号に規定する特則が適用されます。

- (1) 本条および対応する別紙において、次の各号の細分に定める用語は、それぞれ当該各号の細分に定める意味で使用されるものとします。
 - ① リース店：TMC がトヨタブランドの車両リースを許諾したリース契約店をいいます（KINTO を除きます）。
 - ② リース車両：リース店が提供し、契約者とリース店の間で法人リース契約が成立しているトヨタブランドの車両をいいます（KINTO 車両を除きます）。
 - ③ 法人管理契約：リース車両に対する T-Connect 利用契約の申し込みを簡略化することを目的に、必要事項を定めた T-Connect 法人管理契約約款（リース契約用）に基づき、TC および契約者との間で成立する契約をいいます（2023 年 10 月 31 日以前に締結された法人管理契約を除きます）。
 - ④ 法人サイト：法人管理契約の契約者向けの専用ウェブサイトをいいます。
- (2) 法人管理契約の契約者の場合、本件料金は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該法人リース契約の利用料に含まれますので、別途本件料金をお支払いいただく必要はありません。
- (3) 法人管理契約の契約者の「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID は、第 4 条第 5 項の規定にかかわらず、T-Connect 利用契約が成立した時点で自動連携されます。
- (4) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかなを問わず終了した場合、T-Connect 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

（付則）2024 年 1 月 29 日改定

【お問い合わせ先】

- (1) T-Connect に関するお問い合わせ
【T-Connect サポートセンター】
TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休
- (2) マップオンデマンドに関するお問い合わせ
【マップオンデマンド・サポートデスク】
TEL：0561-57-6814 受付時間：9:00～18:00 年中無休

<別紙1> T-Connect 基本サービスの種類/契約期間/契約更新/対価/対価の支払時期および方法

(1) T-Connect のサービス

T-Connect に含まれる主なサービスはこちらです。各サービスの詳細な内容は、こちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/>) からご確認ください。

サービス提供主体	基本サービス	オプションサービス
TC が提供するサービス (TC 提供サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール オペレーターサービス (*3) Apps FC システム遠隔見守りサービス 	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ (*1) e ケア (*2) リモートエアコン (*4) エージェント CD タイトル情報取得
TMC が提供するサービス (TMC 提供サービス)	<ul style="list-style-type: none"> マップオンデマンド ハイブリッドナビ 	<ul style="list-style-type: none"> Tルート検索(プローブ情報付) ソフトウェアアップデート
TC および TMC が共同で提供するサービス (TC/TMC 提供サービス)	なし	<ul style="list-style-type: none"> コネクティッドナビ デジタルキー 運転支援アップデート

*1 一部車両においては、マイカーSecurity のサービス名称で提供されます。

*2 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。

*3 一部車両においては、オペレーターサービスの名称でオプションサービスとして提供されます。

*4 一部車両においては、リモートスタート (アプリ) 利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(2) T-Connect 基本サービスのプラン

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

T-Connect 基本サービスのプラン内容は、利用車両、車載機の種類等により異なります。利用車両別の T-Connect 基本サービスのプラン内容については、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。

プラン名称	適用される別表
T-Connect (携帯接続)	別表 1A
T-Connect DCM パッケージ	別表 1B
T-Connect DCM 単体 / T-Connect DCM 単体/携帯接続	別表 1C
T-Connect for CROWN	別表 1D
T-Connect エントリー / T-Connect スタンダード	別表 1E
T-Connect エントリー (22) / T-Connect スタンダード (22)	別表 1F

(3) T-Connect 基本サービスの契約期間

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

(4) T-Connect 基本サービスの利用料

T-Connect 基本サービスのプランに応じ、適用される別表をご確認ください。

なお、T-Connect 基本サービスの利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス (個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 等。以下、あわせて「車載機専用アプリ等」といいます) の利用料は含まれておらず、別途利用料や保険料の支払いが必要となります (無料期間内であっても同様です)。利用料はサービスやコンテンツごとに異なりますので各サービスやコンテンツのサイトにてご確認ください。

車載機専用アプリ等の利用料は、車載機専用アプリ提供事業者に代わり、当社が契約者に請求する場合があります。

(5) 支払方法

T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は、下記のうち、契約者が選択し TC が承認したいずれかの方法によるものとします。

- 選択可能な支払方法はサービスプラン・お申し込み方法により異なります。
- T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法は同一である必要があります。
- クレジットカード以外の支払方法を選択された場合、車載機専用アプリ、協業サービス、取次先サービスおよび月払いのオプションサービスを購入できない場合があります。
 - また、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービスにおいてクレジットカードによる支払いを選択された場合、T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料の支払方法はクレジットカードでの支払いに変更されます。
- 選択した支払方法にかかわらず、クレジットカードによる支払いができない等の事情により、当社が契約者に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、契約者は、当社の発行する振込依頼書に記載された内容および支払期日に従い、指定口座への現金振込により支払うものとします。
- 一部のサービスプランにおいては、選択した支払方法を当社所定の手続きにより変更することが可能です。
- TOYOTA Wallet (TS CUBIC) または TOYOTA Wallet (Wallet QR) による支払いを選択され、TOYOTA Wallet アプリ内での所定の決済手続きをしていない場合は、T-Connect (有料オプションサービスを含みます) の利用申し込み (あるいは支払方法の変更の申し出) の手続きは完了しません。
- 支払方法を変更できるプランで、月払いから年払いまたは年払いから月払いへ変更した場合、効力発生日は所定の変更手続きを行った日の属する月の翌月 1 日です。

契約者とクレジットカード会社、収納代行会社等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、当社は一切の責任を負いません。

クレジットカード	当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。 当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当社は当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあり、前者の場合、契約者は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより継続して T-Connect 基本サービスの利用料およびオプションサービスの利用料を支払うことをあらかじめ同意するものとします。
----------	--

預金口座振替（口座引落し） （以下、「預金口座振替」といいます）	一部の T-Connect 基本サービスおよびオプションサービスにおいて、当社所定の申し込みを行うことにより、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。当社は契約者に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、契約者はこれを承諾します。また、当月の引き落としにかかる T-Connect 基本利用料およびオプション利用料の合計が 2,000 円未満の場合は、別途 110 円（消費税込み）の手数料を請求します。
指定口座振込	一部の T-Connect 基本サービスおよびオプションサービスにおいて、契約者が法人であり、かつ、当社所定の申し込みを行い当社がこれを認めた場合、当社が発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振り込みによる支払いができるものとします。
TOYOTA Wallet(TS CUBIC)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォンアプリ決済サービスにより、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づき支払うものとします。TOYOTA Wallet (TS CUBIC) に登録されているクレジットカード会社からのご請求は、お客様とクレジットカード会社との約定に基づきますので、クレジットカード会社へお問い合わせください。
TOYOTA Wallet(Wallet QR)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォンアプリ決済サービスにより、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づき支払うものとします。

(6) 支払期日

T-Connect 基本利用料およびオプションサービス利用料の締め日（TOYOTA Wallet (Wallet QR) を除く）は、当月末日です。支払期日は、支払方法により異なります。

クレジットカード	クレジットカード会社からのご請求は、各クレジットカード会社との約定に基づきます。ご利用のクレジットカード会社へお問い合わせください。
預金口座振替	利用開始操作日（継続の場合は無料期間満了日の翌日）の属する月の翌々月 23 日となります。ただし、当該金融機関が休業日の場合は翌営業日となります。
指定口座振込	請求書記載の期日までにお振込みください。
TOYOTA Wallet(TS CUBIC)	トヨタファイナンシャルサービス株式会社が定める条件に基づきます。トヨタファイナンシャルサービス株式会社へお問い合わせください。
TOYOTA Wallet(Wallet QR)	サービス利用契約の申込手続きが完了した時点において、即時、サービス利用料の決済が完了します。

【別表 1A】

■T-Connect (携帯接続)

(1) 動作確認済の携帯電話に接続した T-Connect 対応ナビで、携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール オペレーターサービス Apps 	<ul style="list-style-type: none"> エージェント CD タイトル情報取得 マップオンデマンド T ルート検索 (プローブ情報付)
	オプションサービス	なし	
契約期間	定めなし		
利用料 (消費税込み)	無料		
選択可能な支払方法	選択不要		

【別表 1B】

■T-Connect DCM パッケージ

(1) T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のうち、初年度無料の T-Connect DCM パッケージの場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール オペレーターサービス Apps マップオンデマンド ハイブリッドナビ 	<ul style="list-style-type: none"> マイカーSecurity e ケア エージェント CD タイトル情報取得 T ルート検索 (プローブ情報付)
	オプションサービス	なし	
契約期間	<p>【車両初度登録日以降初回の 12 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 標準装備・メーカーオプションナビと DCM が設置された車両における契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 12 ヶ月点検月の末日まで (以下、「無料期間」といいます) です。 販売店装着オプションナビと DCM が設置された車両における契約期間は、契約成立日から DCM 初回装着日の属する月の翌日より 12 ヶ月間 (以下、「無料期間」といいます) です。無料期間のどの時点で利用開始手続きをしても、無料期間の満了日は変わりません。 無料期間内に解約、解除等により契約が終了した (以下、「解約等」といいます) 場合には、解約等の時点で当該無料期間は終了し、次からは初年度中の再契約 (有料) となります。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに基本サービスの継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>【初年度中に T-Connect 基本契約を再契約する場合】 初年度中の再契約とは、無料期間内に T-Connect 基本契約を解約等した後、同期間に改めて契約する場合をいいます。初年度中の再契約における契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 初年度中の再契約による T-Connect 基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。</p> <p>【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。 ①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。</p>		
利用料 (消費税込み)	車両初度登録日以降初回の 12 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	初年度中に T-Connect 基本契約を再契約する場合 無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	13,200 円/年	
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込		

(2) MIRAI (2014 年 11 月～2020 年 12 月モデル)、プリウス PHV (2017 年 2 月～2019 年 5 月モデル 標準装備ナビ、2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル)、アルファード・ヴェルファイア (2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル)、センチュリー (2018 年 6 月～2021 年 5 月モデル)、カローラスポーツ (2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル)、プリウス (2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル)、RAV4 (2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル) で T-Connect 対応ナビを装着した状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール オペレーターサービス Apps FC システム遠隔見守りサービス (*1) ハイブリッドナビ 	<ul style="list-style-type: none"> マイカーSecurity e ケア エージェント CD タイトル情報取得 マップオンデマンド T ルート検索 (プローブ情報付)
	オプションサービス	なし	
契約期間	<p>【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで (以下、「無料期間」といいます) です。ただし、MIRAI の場合は、DCM 装着日の翌日より 36 ヶ月間までです。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p>		

	<p>【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】</p> <p>①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。</p> <p>②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。</p> <p>①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。</p>	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	13,200 円/年
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込	

*1 MIRAI (2014 年 11 月～2020 年 12 月モデル) で T-Connect を利用する場合に限って利用できます。

【別表 1C】

■T-Connect DCM 単体

(1) アルファード・ヴェルファイア (2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル)、カローラスポーツ (2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル)、プリウス (2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル)、RAV4 (2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル)、プリウス PHV (2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル) で 2018 年モデル T-Connect 対応ナビを非装着の状態、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット マイカーSecurity リモートメンテナンスメール e ケア
	オプションサービス	なし
契約期間	<p>【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】</p> <p>契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで (以下、「無料期間」といいます) です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。</p> <p>契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】</p> <p>①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。</p> <p>②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。</p> <p>①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。</p>	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	6,600 円/年
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込	

■T-Connect DCM 単体/携帯接続

(1) アルファード・ヴェルファイア (2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル)、カローラスポーツ (2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル)、プリウス (2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル)、RAV4 (2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル)、プリウス PHV (2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル) で、2017 年秋地図版が当初から装着されている 2016 年モデルナビ (ただし、春地図版から秋地図版に更新した場合は除外) を装着の状態、DCM もしくは携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット マイカーSecurity リモートメンテナンスメール e ケア オペレーターサービス (*1) エージェント (*1) Apps (*1) CD タイトル情報取得 (*1) マップオンデマンド (*1) T ルート検索 (プローブ情報付) (*1)
	オプションサービス	なし
契約期間	<p>【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】</p> <p>契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで (以下、「無料期間」といいます) です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。</p> <p>無料期間満了後も引き続き T-Connect を利用するためには、契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】</p> <p>①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から T-Connect 基本契約の契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。</p> <p>②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。</p> <p>①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新され、以降も同様となります。</p>	

利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合	6,600円/年
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込	

*1 携帯接続（動作確認済の携帯電話に接続したT-Connect対応ナビで、携帯電話の通信を利用してT-Connectを利用する場合）に限って利用できます。

【別表1D】

■T-Connect for CROWN

(1) クラウン（2018年6月～2022年7月モデル）で、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール オペレーターサービス Apps マップオンデマンド Tルート検索（プローブ情報付） 	<ul style="list-style-type: none"> マイカーSecurity eケア エージェント CDタイトル情報取得 ハイブリッドナビ
	オプションサービス	<ul style="list-style-type: none"> リモートスタート（アプリ）*1 	
契約期間	<p>【車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合】</p> <p>契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。</p> <p>契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにT-Connect基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p>		
	<p>【無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合】</p> <p>①無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日からT-Connect基本契約の契約成立日の属する月を初月とした12ヵ月目の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。</p> <p>②無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1年間です。</p> <p>①②いずれの場合も、T-Connect基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにT-Connect基本契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにT-Connect基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1年間自動的に更新され、以降も同様となります。</p>		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合	17,315円/年	
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)		

*1 クラウン（2020年5月～2022年7月モデル）に限って利用できます。

【別表1E】

■T-Connect エントリー

(1) DCMとディスプレイオーディオが標準装備された2019年9月以降発売の車両で、エントリーナビキットを装着またはナビキット非装着の状態で、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール リモートエアコン（*1） 	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ eケア ソフトウェアアップデート
	オプションサービス	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ plus 	<ul style="list-style-type: none"> リモートスタート（アプリ）
契約期間	<p>【車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合】</p> <p>契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。</p> <p>契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにT-Connect基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p>		
	<p>【無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合】</p> <p>①無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした12ヵ月目の末日まで（年払いの場合）、または、当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。</p> <p>②無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1年間（年払いの場合）または1ヵ月間（月払いの場合）です。</p> <p>①②いずれの場合も、T-Connect基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにT-Connect基本契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにT-Connect基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1年間（年払いの場合）あるいは1ヵ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。</p>		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合	年払い	3,630円/年
		月払い	330円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)		

*1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(2) 第27条に定める法人管理契約を締結し、DCMとディスプレイオーディオが標準装備された2019年9月以降発売の車両を利用車両として、エントリーナビキットを装着またはナビキット非装着の状態、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール リモートエアコン（*1） 	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ eケア ソフトウェアアップデート
	オプションサービス	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ plus 	<ul style="list-style-type: none"> リモートスタート（アプリ）
契約期間	<p>契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。</p> <p>法人リース契約の契約期間のどの時点でT-Connect利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてT-Connect利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。</p>		
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

■T-Connect スタンダード

(1) DCMとディスプレイオーディオが標準装備された2019年9月以降発売の車両に、T-Connectナビキットを装着した状態で、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール エージェント Apps FCシステム遠隔見守りサービス ハイブリッドナビ ソフトウェアアップデート 	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ eケア リモートエアコン（*1） CDタイトル情報取得 マップオンデマンド Tルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ plus オペレーターサービス Plus 	<ul style="list-style-type: none"> オペレーターサービス リモートスタート（アプリ）（*1）
契約期間	<p>【車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合】</p> <p>契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。</p> <p>契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにT-Connect基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>【無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合】</p> <p>①無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした12ヵ月目の末日まで（年払いの場合）、または、当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。</p> <p>②無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1年間（年払いの場合）または1ヵ月間（月払いの場合）です。</p> <p>①②いずれの場合も、T-Connect基本契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにT-Connect基本契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにT-Connect基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1年間（年払いの場合）あるいは1ヵ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。</p>		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合	年払い	3,630円/年
		月払い	330円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)		

*1 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(2) 第27条に定める法人管理契約を締結し、DCMとディスプレイオーディオが標準装備された2019年9月以降発売の車両を利用車両として、T-Connectナビキットを装着した状態で、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール エージェント Apps FCシステム遠隔見守りサービス ハイブリッドナビ ソフトウェアアップデート 	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ eケア リモートエアコン（*1） CDタイトル情報取得 マップオンデマンド Tルート検索（プローブ情報付）
	オプションサービス	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ plus オペレーターサービス Plus 	<ul style="list-style-type: none"> オペレーターサービス リモートスタート（アプリ）（*1）
契約期間	<p>契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。</p> <p>法人リース契約の契約期間のどの時点でT-Connect利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてT-Connect利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。</p>		
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

【別表1F】

■T-Connect エントリー (22)

(1) 2022年1月以降発売の車両で、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を非装着の状態、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール ソフトウェアアップデート 	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ eケア（*1） リモートエアコン（*2）
	オプションサービス	<ul style="list-style-type: none"> リモートスタート（アプリ） 運転支援アップデート 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルキー
契約期間	<p>【車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合】</p> <p>契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。</p> <p>契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにT-Connect基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>【無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合】</p> <p>①無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。</p> <p>②無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。</p> <p>①②いずれの場合も、T-Connect基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにT-Connect基本契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにT-Connect基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。</p>		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合	330円/月	
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)		

*1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。

*2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(2) 第27条に定める法人管理契約を締結し、2022年1月以降発売の車両を利用車両として、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を非装着の状態、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール ソフトウェアアップデート 	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ eケア（*1） リモートエアコン（*2）
	オプションサービス	<ul style="list-style-type: none"> リモートスタート（アプリ） 運転支援アップデート 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルキー
契約期間	<p>契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。</p> <p>法人リース契約の契約期間のどの時点でT-Connect利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてT-Connect利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。</p>		
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

*1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。

*2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

■T-Connect スタンダード (22)

(1) 2022年1月以降発売のコネクティッドナビ対応車両で、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着した状態でDCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール エージェント ソフトウェアアップデート 	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ eケア（*1） リモートエアコン（*2）
	オプションサービス	<ul style="list-style-type: none"> オペレーターサービス 車内Wi-Fi デジタルキー 	<ul style="list-style-type: none"> リモートスタート（アプリ） コネクティッドナビ 運転支援アップデート
契約期間	<p>【車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにT-Connect基本契約を締結する場合】</p> <p>契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。</p> <p>契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにT-Connect基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>【無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合】</p> <p>①無料期間満了日の翌日以降にT-Connect基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。</p> <p>②無料期間満了日以降もT-Connect基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。</p>		

	①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	330 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

*1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。

*2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(2) bZ4X を利用車両として、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

※KINTO との間でリース契約を締結した場合は、T-Connect 利用規約第 26 条が適用されます。

※法人管理契約を締結した場合は、T-Connect 利用規約第 27 条が適用されます。

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール エージェント ソフトウェアアップデート 	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ e ケア リモートエアコン（*1）
	オプションサービス	<ul style="list-style-type: none"> オペレーターサービス 車内 Wi-Fi 	<ul style="list-style-type: none"> コネクティッドナビ デジタルキー
契約期間	<p>【車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合】</p> <p>契約期間は、契約成立日から車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。</p> <p>契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までに T-Connect 基本契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>【無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合】</p> <p>①無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。</p> <p>②無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。</p> <p>①②いずれの場合も、T-Connect 基本契約は自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 基本契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 基本契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。</p>		
利用料（消費税込み）	車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までに T-Connect 基本契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了日の翌日以降に T-Connect 基本契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降も T-Connect 基本契約を継続する場合	330 円/月	
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)		

*1 リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(3) T-Connect 利用規約第 26 条に定める KINTO との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect スタンダード（22）を締結し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール エージェント ソフトウェアアップデート 	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ e ケア（*1） リモートエアコン（*2）
	オプションサービス	<ul style="list-style-type: none"> オペレーターサービス 車内 Wi-Fi デジタルキー 	<ul style="list-style-type: none"> リモートスタート（アプリ） コネクティッドナビ 運転支援アップデート
契約期間	契約期間は、契約者と KINTO との間で締結されるリース契約の契約期間をいいます。リース契約が終了した場合、T-Connect 利用契約も当該リース契約が終了した時点で当然に終了します。		
利用料（消費税込み）	リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。		
選択可能な支払方法	選択不要		

*1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。

*2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(4) 第 27 条に定める法人管理契約を締結し、2022 年 1 月以降発売の車両を利用車両として、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着し DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合

利用できる主なサービス	基本サービス	<ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット リモートメンテナンスメール エージェント ソフトウェアアップデート 	<ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ e ケア（*1） リモートエアコン（*2）
	オプションサービス	<ul style="list-style-type: none"> オペレーターサービス 車内 Wi-Fi デジタルキー 	<ul style="list-style-type: none"> リモートスタート（アプリ） コネクティッドナビ 運転支援アップデート
契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了しま		

	す。
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
選択可能な支払方法	選択不要

*1 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。

*2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

<別紙 2> T-Connect 基本サービスの種類およびサービス内容

■ヘルプネット

(1) サービスの内容

ヘルプネットは、緊急事態発生時、専門のオペレーターが関係機関等への通報を行うサービスです。詳細はこちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/helpnet.html>) からご確認ください。

ヘルプネットは、契約者および車両利用者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

ヘルプネットに関するご説明書が適用されます。必ずご確認ください。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tctterms/>

■マイカーSecurity

マイカーSecurityは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、マイカーサーチ plus 利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、マイカーSecurityの名称にて提供されるサービスです。マイカーSecurityの利用にあたっては、マイカーサーチ plus 利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、マイカーサーチ plus 利用規約をご確認ください。

■オペレーターサービス

オペレーターサービスは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、下記の利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、オペレーターサービスの名称にて提供されるサービスです。オペレーターサービスの利用にあたっては、下記の利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、下記の利用規約をご確認ください。

サービスプラン	適用される利用規約
T-Connect (携帯接続) T-Connect DCM 単体/携帯接続 T-Connect DCM パッケージ	オペレーターサービス利用規約
T-Connect for CROWN	オペレーターサービス Plus 利用規約

■リモートエアコン

リモートエアコンは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、リモートスタート (アプリ) 利用規約に規定されるサービスと同等の内容が、リモートエアコンの名称にて提供されるサービスです。リモートエアコンの利用にあたっては、リモートスタート (アプリ) 利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、リモートスタート (アプリ) 利用規約をご確認ください。

■マイカーサーチ

マイカーサーチは、一部のサービスプランおよび利用車両における基本サービスとして、マイカーサーチ Plus 利用規約に規定されるサービスのうち一部サービスが、マイカーサーチの名称にて提供されるサービスです。詳細はこちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/mycarsearch22.html>) をご確認ください。マイカーサーチの利用にあたっては、マイカーサーチ plus 利用規約が適用されます。サービスの内容、利用条件および遵守事項については、必ず、マイカーサーチ plus 利用規約をご確認ください。

■Apps

(1) サービスの内容

Apps は車載機専用アプリを提供するサービスです。詳細はこちら (<https://tconnect.jp/appcatalog/app/index.html>) からご確認ください。

Apps は契約者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

Apps は日本国内でのみ利用できます。

<車載機専用アプリ>

- ① Apps 上において、TC 以外の車載機専用アプリ提供事業者も車載機専用アプリ提供事業者サービス (車載機専用アプリ提供事業者が提供するアプリケーションおよびコンテンツ等のサービス) を提供します。車載機専用アプリ提供事業者サービスは、T-Connect 利用規約にいう「車載機専用アプリ」に含まれます。車載機専用アプリ提供事業者サービスは、車載機専用アプリ提供事業者契約 (車載機専用アプリ提供事業者と契約者との間の車載機専用アプリの利用に関する契約) に従って提供されます。詳細は下記に定めるとおりとします。
- ② 車載機専用アプリ提供事業者サービスについて、TC は、取引を行うための場の提供および取引の機会のみを提供するものとし、これに関する車載機専用アプリ提供事業者契約は、契約者と車載機専用アプリ提供事業者との間で直接成立します。TC は、車載機専用アプリ提供事業者サービスについて車載機専用アプリ提供事業者契約の当事者とはならず、当該サービスについて一切の責任を負いません。
- ③ 車載機専用アプリ提供事業者サービスについて、TC は動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、車載機専用アプリ提供事業者サービスまたはその利用に関して契約者に損害等が発生した場合であっても、TC は一切の責任を負いません。
- ④ 車載機専用アプリ提供事業者サービスの取引に関する条件は、当該車載機専用アプリに関する車載機専用アプリ提供事業者契約に従うものとします。ただし、T-Connect 利用規約において定めがある場合、契約者は、車載機専用アプリ提供事業者契約とは別に、当該定めにも従って車載機専用アプリ提供事業者サービスを利用するものとします。
- ⑤ 車載機専用アプリ提供事業者サービスは、契約者への通知なく、変更、追加または廃止されることがあります。当該変更、追加または廃止により契約者に生じた損失、損害等について、TC は一切の責任を負いません。

<外部サービス>

- ① TC または第三者により、外部サービス (Apps の全部または一部と連携するアプリケーションおよびコンテンツ等で、Apps 以外のサービス) が提供される場合があります。外部サービスの内容および利用条件等は、外部サービス提供者 (外部サービスを提供する者) が別に定めるところによります。
- ② 契約者が TC 以外の第三者の提供する外部サービスを利用する場合は、当該外部サービス契約 (外部サービスに関する契約) は、契約者と当該外部サービス提供者との間で直接成立するものであり、TC は、当該外部サービス契約の当事者とはならず、外部サービスについて一切の責任を負いません。
- ③ 外部サービスについて、TC は動作保証・品質保証その他一切の責任を負うものではなく、外部サービスまたはその利用に関して契約者に損失、損害等が発生した場合であっても、TC は一切の責任を負いません。
- ④ 外部サービス連携機能を TC が提供する場合、当該外部サービス連携機能 (外部サービスは含みません) は Apps の一部を構成し、T-Connect 利用規約が適用されます。外部サービス連携機能を車載機専用アプリ提供事業者が提供する場合、当該外部サービス連携機能 (外部サービスは含みません) は車載機専用アプリ提供事業者サービスの一部を構成し、前条に従うものとします。

- ⑤ 外部サービス提供者の判断により、契約者への通知なく、外部サービス連携機能が制限され、または利用できなくなることがあります。当該制限または利用不能により契約者に生じた損失、損害等については、TCは一切の責任を負いません。

<有償サービス>

- ① Appsに関する利用料金はT-Connect 基本利用料（本規約第11条）に含まれます。ただし、車載機専用アプリ提供事業者サービスと外部サービスの一部利用にあたって別途料金が必要となるサービス（以下、「有償サービス」といいます）があります。
- ② 有償サービスの利用を希望する契約者は、TCが別途定めた場合を除き、TCまたは車載機専用アプリ提供事業者が定める有償サービスの対価（以下、「有償サービス利用料」といいます）を支払う必要があります。有償サービス利用料の額については各有償サービスの購入ページ（リンク先を含みます）上に表示されます。
- ③ 有償サービス利用料の支払方法は、クレジットカードによる支払いのみとなります。支払いに関する利用条件等は、本規約第11条に定めるところによります。

契約者とTC以外の車載機専用アプリ提供事業者または外部サービス提供者等の第三者との間で紛争が生じた場合は、契約者と当該第三者との間で解決するものとし、契約者はTCに請求または苦情を申し立てないものとします。

契約者は、Appsを通じて入手した情報を、自己の車載機に利用する契約者の私的利用の範囲内において利用することができます。

■FCシステム遠隔見守りサービス

(1) サービスの内容

FCシステム遠隔見守りサービスは、カーライフに役立つ所定の情報を提供するサービスです。

FCシステム遠隔見守りサービスは、契約者が利用できます。

(2) 利用条件および遵守事項

FCシステム遠隔見守りサービスにおいては、車両データをセンターが取得し、当該車両データを契約者と担当する販売店へ通知し、車両のメンテナンス等の案内を行います。なお、提供内容や設定項目等は対象車両の種類やグレード、装着オプションによって異なります。

■その他のサービス

(1) エージェント

音声対話システムに接続し、話しかけるだけで目的地の検索・設定、ニュースや天気等の情報検索ができるほか、パワーウィンドウ等車両機能の音声認識操作ができるサービス。

(2) リモートメンテナンスメール

利用車両の走行距離・利用期間等に応じて、定期点検やエンジンオイル交換等のご案内、イベントの情報を販売店からお知らせするサービス。

(3) eケア

警告灯点灯時に、利用車両から発信される情報をもとに適切なアドバイスを行う「走行アドバイス」と、利用車両の状態やメンテナンス情報を確認できる「ヘルスチェックレポート」等のサービス。なお、利用車両によっては、「コネクティッドカーケア」の名称にて、本サービスが提供される場合があります。

(4) CDタイトル情報取得

車載機に収録されていないCDのタイトル等の情報を、通信で取得するサービス。

(5) マップオンデマンド

エンジン始動時や目的地検索時に自動で通信を行い、新しい道路の情報をダウンロードし車載機の地図情報を更新するサービス。

(6) ハイブリッドナビ

走行状況に関するデータおよび外部情報を組み合わせた膨大なデータを用いて、TMCが保有する地図データの中から最適なルートを探索し、車載機に配信するサービス。

(7) Tルート検索（プローブ情報付）

独自の交通情報により目的地までの道路状況を予測し、最適なルートを探索するサービス。

(8) ソフトウェアアップデート

DCMによる無線通信で、車載機および車両のソフトウェアアップデートを実施するサービス。アップデート内容は利用車両によって異なります。

DCM 通信サービスに関する重要事項説明書

本説明書は、以下のサービスプランのいずれかを申し込む契約者のみご確認ください。

「T-Connect DCM パッケージ」「T-Connect DCM 単体」

「T-Connect DCM 単体/携帯接続」「T-Connect for CROWN」(2018年6月～2020年4月モデル)

「T-Connect エントリー (22)」「T-Connect スタンダード (22)」

T-Connect は、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）の通信回線による専用通信モジュール（DCM）を利用したデータ通信および音声通話のサービスです。

（車載機での設定により、Wi-Fi SPOT またはスマートフォンでのテザリングによる通信も可能です）

T-Connect のオプションサービスである車内 Wi-Fi をご契約の場合、上記サービスに加え、Wi-Fi によるインターネット接続のサービスが提供されます。

本説明書は、DCM による通信サービスに関する重要なお知らせです。十分にご確認ください。

なお、本説明書で使用する用語は、本説明書で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約で定義された意味を有するものとします。

電気通信事業者の名称		トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）
電気通信事業者の連絡先		【T-Connect サポートセンター】 TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休
業務受託者の名称・連絡先		T-Connect ご利用申込書、お申込時に送付する電子メール、またはお申込時にお渡しする販売員名刺に記載していますのでそちらをご確認ください。
主 要 な 電 気 通 信 役 務 の 内 容 等	サービス名称	T-Connect
	種類	仮想移動電気通信サービス（MVNO サービス）
	品質	<ul style="list-style-type: none"> ・ DCM の通信方式は、KDDI の LTE 対応の au 携帯電話の通信方式と同一です。 ・ 回線の状況や契約者のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通信自体がご利用いただけなくなる場合があります（DCM による通信はベストエフォート方式を採用しています）。 ・ T-Connect はデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では通信を利用するサービスはすべて利用できません。
	提供を受けることができる場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。 ・ トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビル等の高層階等の電波状態の悪いところおよび気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
	緊急通報に係る制限	緊急通報を利用することはできません（警察、海上保安機関、消防機関へ直接的に通報することはできません）。
	青少年有害情報フィルタリング	DCM でのデータ通信は接続先限定通信であり、青少年有害情報には接続されません。ただし、車内 Wi-Fi をご契約される場合にはこの限りではありません。後述の車内 Wi-Fi に関する記載をご確認ください。
その他の利用制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直近 3 日間（当日は含みません）で合計 6GB 以上の通信をした場合、終日速度制限がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ通信量は、KDDI により変更される場合があります。 ・ ヘルプネットでの緊急通報中および保守点検中は、ヘルプネットの通信が優先され 	

		<p>るため、その他の T-Connect サービスをご利用できない可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来において、KDDI にて、停波や通信に使用する電波の割当て等が変更になった場合、T-Connect が使用できなくなる場合があります（その場合は事前にご連絡いたします）。 ・GPS 信号を長い間（数ヵ月間）受信していないとき、または 12V バッテリーとの接続が断たれたときは、データ通信ができなくなることがあります。この場合は、GPS 信号が受信できる場所に車を移動した後、データ通信が可能となっていることを確認してください。
<p>通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・通信料金 DCM でのデータ通信および音声通話に関する通信料金は、T-Connect 利用規約に定める T-Connect 基本利用料に含まれています。T-Connect の無料期間中は通信料金も無料です。 ・車載機専用アプリの利用料等 T-Connect 基本利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス（個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 において JAF が提供するサービス等）の利用料や保険料等は含まれておらず、別途お支払いが必要となります。 ・期間限定の割引の適用期間等の条件 下記期間は、T-Connect 基本利用料が無料になります。 T-Connect DCM パッケージ（*1）：初度登録日（新車として登録された日、以下同じです）から 12 ヶ月間。ただし無料期間内に解約等した後、同期間内に改めて契約した場合を除きます。 T-Connect DCM パッケージ（*2）、T-Connect DCM 単体、T-Connect DCM 単体/携帯接続、T-Connect for CROWN（2018 年 6 月～2020 年 4 月モデル）：初度登録日から 36 ヶ月間 T-Connect エントリー（22）、T-Connect スタンダード（22）：初度登録日から 60 ヶ月間 T-Connect スタンダード（22）（*3）：初度登録日から 120 ヶ月間 *1 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のうち、初年度無料の T-Connect DCM パッケージの場合 *2 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して、MIRAI（2014 年 11 月～2020 年 12 月モデル）、プリウス PHV（2017 年 2 月～2019 年 5 月モデル 標準装備ナビ、2019 年 5 月～2021 年 6 月モデル）、アルファード・ヴェルファイア（2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル）、センチュリー（2018 年 6 月～2021 年 5 月モデル）、カローラスポーツ（2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル）、プリウス（2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル）、RAV4（2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル）で T-Connect を利用する場合。 *3 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して、bZ4X で T-Connect を利用する場合。 ・T-Connect 利用規約第 26 条に定める株式会社 KINTO（以下、「KINTO」といいます）との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、T-Connect 基本利用料（通信料金を含みます）は、当該リース契約期間中、リース契約の利用料に含まれます。別途お支払いいただく必要はありません。 ・その他、T-Connect 基本利用料、支払方法および無料期間の詳細については、T-Co

		<p>nect 利用規約の別紙をご確認ください。</p> <p>【T-Connect 利用規約】</p> <p>https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/</p>
契約解除・契約変更の連絡先および方法		<ul style="list-style-type: none"> DCM による通信サービスは T-Connect 利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、My TOYOTA (WEB) もしくは車載機にて手続きを行うか、または T-Connect サポートセンターにご連絡ください。なお、My TOYOTA (WEB) での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。車載機での解約手続きには T-Connect 暗証番号が必要です。 万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、My TOYOTA (WEB) にて解約手続きを行うか、電気通信事業者の連絡先 (T-Connect サポートセンター) にご連絡ください。 T-Connect 利用規約第 26 条に定める KINTO との間でリース契約を締結した契約者が当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、当該リース契約期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、当該リース契約自体を解約していただく必要があります。
契約解除・契約変更の条件等		<ul style="list-style-type: none"> T-Connect 利用契約期間中の解約であっても、支払済みの T-Connect 基本利用料は返金されません。 T-Connect 利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。 無料期間が適用されない T-Connect 利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間 (年払いの場合) あるいは 1 ヶ月間 (月払いの場合) 自動的に更新され、以降も同様となります。なお、DCM による通信サービスも、自動的に契約が更新されることとなります。 T-Connect 利用契約に無料期間が適用されている場合は、自動更新されません。無料期間終了後も T-Connect および DCM による通信サービスのご利用を希望される場合は、My TOYOTA (WEB)、車載機または「T-Connect 継続のご案内」に同封の継続申込書にて、所定の期日までに継続手続きを行ってください。なお、継続手続き後は、自動更新となります。
オプションサービス	オプションサービス名称	車内 Wi-Fi
	電気通信役務の種類	仮想移動電気通信サービス (MVNO サービス) (無線インターネット専用サービス)
	品質	車内 Wi-Fi は DCM による通信サービスを利用しており、DCM の通信方式は、KDDI の LTE 対応である au 携帯電話の通信方式と同一です。
	提供を受けることができる場所、緊急通報に係る制限	車内 Wi-Fi における品質、提供を受けることができる場所および緊急通報に係る制限は、T-Connect の場合と同様です。

の内容等	<p>青少年有害情報フィルタリング</p>	<p>車内 Wi-Fi を利用することで、青少年がインターネット上の青少年有害情報を閲覧する可能性があるほか、場合によっては、青少年が違法または有害な行為に関与する可能性があります。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者に 18 歳未満の青少年が含まれる場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用を条件として、車内 Wi-Fi を提供します。</p> <p>青少年有害情報フィルタリングサービスのご利用が必要な場合には、別途、自らの責任と負担にて、当該サービスをご契約ください。</p> <p>【青少年有害情報フィルタリングサービス】</p> <p>i-フィルター for マルチデバイス (デジタルアーツ株式会社提供)</p> <p>https://www.daj.jp/cs/products/multidevice/</p> <p>(なお、上記は青少年有害情報フィルタリングサービスの一例であり、上記サービスのご利用に限定するものではありません)</p> <p>車内 Wi-Fi 利用契約の契約者または使用者が青少年であるにもかかわらず、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を希望しない場合には、青少年が青少年有害情報を閲覧することがないように、保護者において適切に監督いただく必要があります。この場合、TC の求めに応じ、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等が記載された書面を提出しなければなりません。</p>
通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等		<ul style="list-style-type: none"> ・車内 Wi-Fi をご利用の場合、T-Connect 基本利用料等に加え、車内 Wi-Fi 利用料 (1,100 円/月、消費税込み) のお支払いが必要です。 ・車内 Wi-Fi 利用料額およびお支払方法の詳細については、T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約に記載していますのでご確認ください。 <p>【T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約】</p> <p>https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/</p>
その他の利用制限		<ul style="list-style-type: none"> ・車内 Wi-Fi は、T-Connect 利用契約を締結のうえ、T-Connect のオプションサービスとして車内 Wi-Fi 利用契約を締結した場合にご利用いただけます。ただし、T-Connect スタンダード (22) 対応車両以外の車両においては、車内 Wi-Fi をご利用いただけません。 ・直近 3 日間 (当日は含みません) で合計 6GB 以上の通信をした場合、終日速度制限がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ通信量は、KDDI により変更される場合があります。
契約解除・契約変更の連絡先および方法		<ul style="list-style-type: none"> ・車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 利用契約を解約する旨の届出が TC に到達した日の属する契約期間の満了日をもって解約することができます。My TOYOTA (WEB)、車載機、その他 TC 所定の手続きにて、車内 Wi-Fi サービスの解約手続きを実施してください。 ・My TOYOTA (WEB) または車載機での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携させたいうえ、「TOYOTA アカウント」に登録されているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。

契約解除・契約変更の条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ T-Connect 利用契約が解約その他理由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も T-Connect 利用契約が終了した時点で自動的に終了します。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約期間中の解約であっても、原則として支払済みの車内 Wi-Fi 利用料は返金されません。 ・ 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 利用契約の契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 <p>ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車内 Wi-Fi 利用契約の契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。
初期契約解除に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ DCM による通信サービスおよび車内 Wi-Fi サービスは、初期契約解除制度の対象です。T-Connect または車内 Wi-Fi サービスについては、契約成立後にお手元に届く DCM 通信サービスに関するご説明書または車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説明書（以下、あわせて「契約書面」といいます）を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により DCM による通信サービスおよび車内 Wi-Fi サービスの利用契約の解除を行うことができます。詳細は、契約書面をご確認ください。 ・ なお、DCM によるデータ通信サービスのみを解約することはできません。DCM によるデータ通信サービスの全てを解約する場合、T-Connect 利用契約の全てを解除することになります（この場合、車内 Wi-Fi 利用契約も解除となり、T-Connect サービスおよび車内 Wi-Fi サービスの一切が利用できなくなります）。
利用規約に関する情報提供	<p>DCM による通信サービスを含めた T-Connect 利用契約および車内 Wi-Fi 利用契約は、T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約を契約の内容とします。TC は、T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約の定めに従って、契約内容を変更することがあります。</p> <p>【T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約】</p> <p>https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/</p>
電磁的方法による契約書面の交付	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法に基づいて契約締結後にお渡しする契約書面については、当該書面の交付に代えて、以下に PDF 形式（Adobe Reader で閲覧可能な状態）で掲載することにより、当該書面に記載すべき情報を提供します。 <p>https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該書面の交付をご希望の方は、T-Connect サポートセンターにご連絡ください。

(付則) 2024 年 1 月 29 日改定

車内 Wi-Fi 利用規約

車内 Wi-Fi 利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供する「車内 Wi-Fi」のサービスの利用条件を定めるのです。車内 Wi-Fi 利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、車内 Wi-Fi 利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. 車内 Wi-Fi 利用規約は、TC と車内 Wi-Fi 契約者等（次条にて定義します）との間の車内 Wi-Fi の利用に関する関係一切に適用されます。
2. TC は、車内 Wi-Fi の利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「車内 Wi-Fi 諸規程」といいます）を定めることがあります。車内 Wi-Fi 諸規程は、車内 Wi-Fi 利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、車内 Wi-Fi 契約者等は、車内 Wi-Fi を利用する際には、車内 Wi-Fi 利用規約に加えて車内 Wi-Fi 諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、車内 Wi-Fi 利用規約と車内 Wi-Fi 諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、車内 Wi-Fi 諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

車内 Wi-Fi 利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他の車内 Wi-Fi 利用規約で使用する用語は、車内 Wi-Fi 利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) 車内 Wi-Fi 契約者：車内 Wi-Fi 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC との間で車内 Wi-Fi の利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) 車内 Wi-Fi 利用契約：車内 Wi-Fi 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC および車内 Wi-Fi 契約者との間で成立する車内 Wi-Fi の利用に関する契約をいいます。
- (3) 車内 Wi-Fi 車両利用者：車内 Wi-Fi 契約者から利用車両における車内 Wi-Fi の利用を許諾された者をいいます（車内 Wi-Fi 契約者自身を含みません）。
- (4) 車内 Wi-Fi 契約者等：車内 Wi-Fi 契約者および車内 Wi-Fi 車両利用者を総称していいます。
- (5) 車内 Wi-Fi 利用料：車内 Wi-Fi の提供にかかる対価・料金をいいます。

第3条 （車内 Wi-Fi 利用契約の申し込み）

1. 車内 Wi-Fi は、TC が車内 Wi-Fi を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。車内 Wi-Fi 利用契約の申し込みにあたっては、利用車両が車内 Wi-Fi を利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. 車内 Wi-Fi 利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。車内 Wi-Fi が利用できる車種は、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。

第4条 （サービスの内容）

1. 車内 Wi-Fi は、車載機および DCM の通信システムを利用して、利用車両の車内におけるインターネット接続環境を提供するサービスです。詳細はこちら (https://toyota.jp/tconnectservice/service/wifi_incar.html) からご確

認いただけます。

2. 車内 Wi-Fi は、車内 Wi-Fi 契約者および車内 Wi-Fi 車両利用者が利用できます。

第5条 (利用条件および遵守事項)

1. 車内 Wi-Fi 契約者等は、車内 Wi-Fi の利用に必要な ID およびパスワード等（以下、「車内 Wi-Fi 用 ID 等」といいます）を自らの責任で適切に管理するものとします。車内 Wi-Fi 用 ID 等の下で行われた一切の行為は、車内 Wi-Fi 契約者等による行為とみなされ、TC は、車内 Wi-Fi 用 ID 等の不正利用に関し一切の責任を負わないものとします。
2. 電波状況、通信回線の混雑等により、車内 Wi-Fi が利用できず、または、通信速度が低下する場合があります。TC は、車内 Wi-Fi 契約者および車内 Wi-Fi 車両利用者に対し、これらにつき一切の責任を負いません。
3. 本条に規定するほか、車内 Wi-Fi の提供条件の詳細については、TC が別途定める DCM 通信サービスに関する重要事項説明書および車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説明書をご確認ください。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

第6条 (車内 Wi-Fi 利用料の支払い)

車内 Wi-Fi 契約者は、車内 Wi-Fi 利用契約に基づき、車内 Wi-Fi 利用料として別紙に定める金額を、TC に対して支払うものとします。車内 Wi-Fi 利用料の支払方法および支払期日は、車内 Wi-Fi 利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第7条 (契約期間)

車内 Wi-Fi 利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第8条 (特則)

車内 Wi-Fi 契約者のうち本条に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約および車内 Wi-Fi 利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) 第 3 条第 2 項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者
 - (i) 車内 Wi-Fi 利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、車内 Wi-Fi 利用料を別途支払う必要はありません。
 - (ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、車内 Wi-Fi 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

(付則) 2023 年 12 月 7 日改定

別紙

■車内 Wi-Fi

(1) T-Connect スタンダード (22)

①車内 Wi-Fi の利用ができる車種における T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、車内 Wi-Fi 利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 車内 Wi-Fi 利用契約は、自動更新契約です。車内 Wi-Fi 契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに車内 Wi-Fi 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機 (ナビ) より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。
利用料 (消費税込み)	1,100 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC) /TOYOTA Wallet (Wallet QR)

②T-Connect スタンダード (22) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、車内 Wi-Fi を利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点で車内 Wi-Fi 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて車内 Wi-Fi 契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。
利用料 (消費税込み)	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
選択可能な支払方法	選択不要

DCM 通信サービスに関する重要事項説明書

本説明書は、以下のサービスプランを申し込む契約者のみご確認ください。

「T-Connect エントリー」、「T-Connect スタンダード」

「T-Connect for CROWN」(2020年5月～2022年7月モデル)

本説明書は、トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が別に定めるDCMを用いて提供するT-Connectサービス（以下、「T-Connect」といいます）の利用開始の申し込みをされた場合に、同時にお客様がお申し込みいただいたことになるKDDI株式会社の「カーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約」に定める通信サービス契約の内容についてご説明するものです。十分にご確認ください。

なお、本説明書で使用する用語は、本説明書で特段定義がされない限り、T-Connect利用規約で定義された意味を有するものとします。

電気通信事業者の名称		KDDI株式会社（以下、「KDDI」といいます）
電気通信事業者の連絡先		<p>【KDDI お客さまセンター】 TEL：0077-7-111 受付時間：9:00～20:00 年中無休</p> <p>お問い合わせは以下のような通信契約に関するお問い合わせに関する連絡先です。</p> <p>【例】・通信回線の契約回線数に関するお問い合わせ ・通信契約の契約条件・契約内容に関するお問い合わせ</p> <p>なお、T-Connectに関するお問い合わせについては、T-Connect利用規約に記載されている下記お問い合わせ先等にご連絡ください。</p> <p>【T-Connect サポートセンター】 TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休</p> <p>【例】・ヘルプネットのご利用方法に関するお問い合わせ ・オプションサービスの申し込み方法に関するお問い合わせ</p>
電 気 通 信 役 務 の 内 容	サービス名称	T-Connect 向け au 通信サービス なお、適用される約款は「利用規約に関する情報提供」をご確認ください。
	種類	au 通信網を利用した車載通信サービス（電気通信事業法施行規則別表 十三に相当）
	品質	<ul style="list-style-type: none"> ・回線の状況や契約者のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通信自体がご利用いただけなくなる場合があります（DCMによる通信はベストエフォート方式を採用しています）。 ・T-Connect はデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では通信を利用するサービスはすべて利用できません。
	提供を受けることができる場所	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。 ・トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビル等の高層階等の電波状態の悪いところおよび気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
緊急通報に係る制限		緊急通報を利用することはできません（警察、海上保安機関、消防機関へ直接的に通

	報することはできません)。
青少年有害情報フィルタリング	DCM でのデータ通信は接続先限定通信であり、青少年有害情報には接続されません。
その他の利用制限	<ul style="list-style-type: none"> 直近 3 日間（当日は含みません）で合計 6GB 以上の通信をした場合、終日速度制限がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ通信量は、KDDI により変更される場合があります。 ヘルプネットでの緊急通報中および保守点検中は、ヘルプネットの通信が優先されるため、その他の T-Connect サービスをご利用できない可能性があります。 将来において、KDDI にて、停波や通信に使用する電波の割当て等が変更になった場合、T-Connect が使用できなくなる場合があります（その場合は事前にご連絡いたします）。 GPS 信号を長い間（数ヵ月間）受信していないとき、または 12V バッテリーとの接続が断たれたときは、データ通信ができなくなる場合があります。この場合は、GPS 信号が受信できる場所に車を移動した後、データ通信が可能となっていることを確認してください。
通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等	<ul style="list-style-type: none"> 通信料金 DCM でのデータ通信および音声通話に関する通信料金は、T-Connect 利用規約に定める T-Connect 基本利用料に含まれています。TC と T-Connect 契約を締結している場合にはお客様において料金の支払いは要しません。 車載機専用アプリの利用料等 T-Connect 基本利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス（個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 において JAF が提供するサービス等）の利用料や保険料等は含まれておらず、別途お支払いが必要となります。 期間限定の割引の適用期間等の条件 初年度登録日（新車として登録された日）から 5 年後の応当日の前日が属する月の末日まで、T-Connect 基本利用料が無料になります。 その他、T-Connect 基本利用料、支払方法および無料期間については、T-Connect 利用規約の別紙をご確認ください。 【T-Connect 利用規約】 https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/
契約解除・契約変更の連絡先および方法	<ul style="list-style-type: none"> DCM による通信サービスは T-Connect 利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、My TOYOTA (WEB) もしくは車載機にて手続きを行うか、または T-Connect サポートセンターにご連絡ください。なお、My TOYOTA (WEB) での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレスおよびパスワードによるログインが必要です。車載機での解約手続きには T-Connect 暗証番号が必要です。 万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、My TOYOTA (WEB) にて解約手続きを行うか、電気通信事業者の連絡先（T-Connect サポートセンター）にご連絡ください。
契約解除・契約変更の条件等	<ul style="list-style-type: none"> T-Connect 利用契約期間中の解約であっても、支払い済みの T-Connect 基本利用料

	<p>は返金されません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・T-Connect 利用契約のご契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。 ・無料期間が適用されない T-Connect 利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）あるいは 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。なお、DCM による通信サービスについても自動的に契約が更新されることになります。 ・T-Connect 利用契約に無料期間が適用されている場合は、自動更新されません。無料期間終了後も T-Connect および DCM による通信サービスのご利用を希望される場合は、My TOYOTA (WEB)、車載機または「T-Connect 継続のご案内」に同封の継続申込書にて、所定期日までに継続手続きを行ってください。なお、継続手続き後は、自動更新となります。
<p>利用規約に関する情報提供</p>	<p>適用される約款は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ au (LTE) 通信サービス契約約款 内容は以下のリンクでご確認いただけます。 https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/conditions/ KDDI は、au (LTE) 通信サービス契約約款を、民法の定めに従い変更することができます。この場合、au (LTE) 通信サービスの提供条件は変更後の約款によります。なお、KDDI は、変更後の約款およびその効力発生時期を、あらかじめ所定の WEB サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。 ・カーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約 内容は以下のリンクでご確認いただけます。 https://biz.kddi.com/service/iot/car-telematics2/ KDDI はカーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約を、民法の定めに従い変更することができます。この場合の特約プランの内容は、変更後のカーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約によります。なお、KDDI は、変更後のカーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約およびその効力発生時期を、あらかじめ所定のウェブサイトにおいて周知するものとし、変更後のカーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。
<p>その他特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・同一名義での大量不正契約の防止を図るため、KDDI では原則として個人契約の同一名義におけるスマートフォン・携帯電話の契約回線数を累計 5 回線までに制限させていただいております。DCM による通信サービスで利用される回線も 1 回線としてカウントの対象となります。なお、お申し込みいただける回線数は、お申し込み内容により異なる場合がございます。

(付則) 2024 年 1 月 29 日改定

DCM 通信サービスに関するご説明書

本説明書は、以下のサービスプランのいずれかをご契約された契約者のみご確認ください。

「T-Connect DCM パッケージ」 「T-Connect DCM 単体」

「T-Connect DCM 単体/携帯接続」 「T-Connect for CROWN (2018年6月～2020年4月モデル)」

「T-Connect エントリー (22)」 「T-Connect スタンダード (22)」

本説明書は、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）の通信回線による専用通信モジュール（DCM）を利用したデータ通信および音声通話のサービスの契約内容に関する重要なお知らせです。十分にご確認ください。

なお、本説明書で使用する用語は、本説明書で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約で定義された意味を有するものとします。

電気通信事業者の名称		トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）
電気通信事業者の連絡先		【T-Connect サポートセンター】 TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休
契約者情報		車載機の「T-Connect」または「T-Connect 設定」内に契約者氏名、住所、電話番号が掲載されています。
主 要 な 電 気 通 信 役 務 の 内 容	サービス名称	T-Connect
	種類	仮想移動電気通信サービス（MVNO サービス）
	品質	<ul style="list-style-type: none"> DCM の通信方式は、KDDI の LTE 対応の au 携帯電話の通信方式と同一です。 回線の状況や契約者のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合があります（DCM による通信はベストエフォート方式を採用しています）。 T-Connect はデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では通信を利用するサービスはすべて利用できません。
	提供を受けることができる場所	<ul style="list-style-type: none"> サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。 トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビル等の高層階等の電波状態の悪いところおよび気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
	緊急通報に係る制限	緊急通報を利用することはできません（警察、海上保安機関、消防機関へ直接的に通報することはできません）。
	青少年有害情報フィルタリング	DCM でのデータ通信は接続先限定通信であり、青少年有害情報には接続されません。ただし、車内 Wi-Fi をご契約された場合には、車内 Wi-Fi の通信サービスに関するご説明書をご確認ください。
	付随有償役務	付随有償継続役務の内容は、My TOYOTA (WEB) の契約者情報に掲載されています。
	その他の利用制限	<ul style="list-style-type: none"> 直近 3 日間（当日は含みません）で合計 6GB 以上の通信をした場合、終日速度制限がかかることがあります。ただし、DCM 通信における速度制限の対象となるデータ通信量は、KDDI により変更される場合があります。 ヘルプネットでの緊急通報中および保守点検中は、ヘルプネットの通信が優先されるため、その他の T-Connect サービスをご利用できない可能性があります。 将来において、KDDI にて、停波や通信に使用する電波の割当て等が変更になった場合、T-Connect が使用できなくなる場合があります（その場合は事前にご連絡い

		<p>たします)。</p> <ul style="list-style-type: none"> GPS 信号を長い間 (数ヵ月間) 受信していないとき、または 12V バッテリーとの接続が断たれたときは、データ通信ができなくなることがあります。この場合は、GPS 信号が受信できる場所に車を移動した後、データ通信が可能となっていることを確認してください。
DCM による通信サービスの提供開始時期		<p>T-Connect 利用契約の成立日から提供します (車載機にて利用開始のための手続き・設定を完了した日です)。</p>
通信料金、その他の料金、期間限定の割引の適用期間等の条件等		<ul style="list-style-type: none"> 通信料金 DCM でのデータ通信および音声通話に関する通信料金は、T-Connect 利用規約に定める T-Connect 基本利用料に含まれています。T-Connect の無料期間中は通信料金も無料です。 車載機専用アプリの利用料等 T-Connect 基本利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス (個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 において JAF が提供するサービス等) の利用料や保険料等は含まれておらず、別途お支払いが必要となります。 期間限定の割引の適用期間等の条件 下記期間は、T-Connect 基本利用料が無料になります。 T-Connect DCM パッケージ (*1) : 初度登録日 (新車として登録された日、以下同じです) から 12 ヶ月間。ただし無料期間内に解約等した後、同期間内に改めて契約した場合を除きます。 T-Connect DCM パッケージ (*2)、T-Connect DCM 単体、T-Connect DCM 単体/携帯接続、T-Connect for CROWN (2018 年 6 月~2020 年 4 月発売モデル) : 初度登録日から 36 ヶ月間 T-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22) : 初度登録日から 60 ヶ月間 T-Connect スタンダード (22) (*3) : 初度登録日から 120 ヶ月間 *1 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のうち、初年度無料の T-Connect DCM パッケージの場合 *2 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して、MIRAI (2014 年 11 月~2020 年 12 月モデル)、プリウス PHV (2017 年 2 月~2019 年 5 月モデル 標準装備ナビ、2019 年 5 月~2021 年 6 月モデル)、アルファード・ヴェルファイア (2017 年 12 月~2019 年 12 月モデル)、センチュリー (2018 年 6 月~2021 年 5 月モデル)、カローラスポーツ (2018 年 6 月~2019 年 9 月モデル)、プリウス (2018 年 12 月~2021 年 6 月モデル)、RAV4 (2019 年 4 月~2020 年 8 月モデル) で T-Connect を利用する場合。 *3 T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して、bZ4X で T-Connect を利用する場合。 T-Connect 利用規約第 26 条に定める株式会社 KINTO (以下、「KINTO」といいます) との間でリース契約を締結した契約者が、当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、T-Connect 基本利用料 (通信料金を含みます) は、当該リース契約期間中、リース契約の利用料に含まれます。別途お支払いいただく必要はありません。 その他、T-Connect 基本利用料、支払方法および無料期間の詳細については、T-Connect 利用規約の別紙をご確認ください。

	<p>【T-Connect 利用規約】</p> <p>https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/</p>
<p>料金の支払方法・時期</p>	<p>契約者が選択した支払方法が適用されますので、支払方法は My TOYOTA (WEB) の「ご利用明細」でご確認ください（無料期間中は表示されません）。</p> <p>なお、T-Connect 基本利用料の締め日は当月末日、決済日は翌月 1 日です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードによる支払い：支払時期は、契約者と各カード会社との約定に基づきますので、カード会社へお問い合わせください。 ・預金口座振替による支払い：利用開始操作日が属する月の翌々月の 23 日に引き落としとなります。ただし、当該金融機関が休業日の場合は翌営業日に引き落としとなります。 ・指定口座振込による支払い：TC の発行する請求書に記載された内容に従い、TC 指定口座への振込みをすることになります。支払期限は、利用開始操作日が属する月の翌々月の末日となります。 ・TOYOTA Wallet (TS CUBIC) による支払い：支払時期は、契約者と各カード会社との約定に基づきますので、カード会社へお問い合わせください。
<p>契約解除・契約変更の連絡先および方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・DCM による通信サービスは T-Connect 利用契約を解約することにより解約することができます。DCM による通信サービス単体で解約することはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、My TOYOTA (WEB) もしくは車載機にて手続きを行うか、または T-Connect サポートセンターにご連絡ください。なお、My TOYOTA (WEB) での解約手続きには、「TOYOTA アカウント」と T-Connect ID を連携し、「TOYOTA アカウント」に登録しているメールアドレス およびパスワードによるログインが必要です。車載機での解約手続きには T-Connect 暗証番号が必要です。 ・万が一、解約手続きを実施しないまま、お車を処分する等した場合は、My TOYOTA (WEB) にて解約手続きを行うか、または電気通信事業者の連絡先（T-Connect サポートセンター）にご連絡ください。 ・T-Connect 利用規約第 26 条に定める KINTO との間でリース契約を締結した契約者が当該リース契約に付随して T-Connect 利用契約を締結する場合、当該リース契約期間中、当該リース契約に付随する T-Connect 利用契約のみの解約を求めることはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、当該リース契約自体を解約していただく必要があります。
<p>契約解除・契約変更の条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・T-Connect 利用契約期間中の解約であっても、支払済みの T-Connect 基本利用料は返金されません。 ・T-Connect 利用契約のご契約者の希望により、DCM による通信サービスについての契約内容の変更をすることはできません。 ・無料期間が適用されない T-Connect 利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までに T-Connect 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までに T-Connect 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）あるいは 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。なお、DCM による通信サービスも自動的に契約が更新されることとなります。 ・T-Connect 利用契約に無料期間が適用されている場合は、自動更新されません。無

	<p>料期間終了後も T-Connect および DCM による通信サービスのご利用を希望される場合は、My TOYOTA (WEB)、車載機または「T-Connect 継続のご案内」に同封の継続申込書にて、所定の期日までに継続手続きを行ってください。なお、継続手続き後は、自動更新となります。</p>		
<p>初期契約解除制度の案内</p>	<p>DCM による通信サービスは、初期契約解除制度の対象です。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本書面を契約者が受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により T-Connect 利用契約の解除を行うことができます。この効力は書面を発した時に生じます。 2. この場合、契約者は損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。また、契約に関連して TC が金銭等を受領している際には当該金銭等を契約者に返還いたします（ただし、電気通信事業法その他の法令に基づき TC が契約者に請求することができる金銭を除きます）。 3. TC または販売店が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより契約者が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって 8 日を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて T-Connect 利用契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間であれば T-Connect 利用契約を解除することができます。 4. 【お問い合わせ先・書面の送付先】 〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階 トヨタコネクティッド株式会社 (T-Connect サポートセンター) TEL : 0800-500-6200 <p><書面による解除の記載例></p> <table border="1" data-bbox="467 1249 1342 1749"> <tr> <td data-bbox="467 1249 874 1749"> <p>〒 460-0003 愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階</p> <p>トヨタコネクティッド株式会社 T-Connect サポートセンター 行</p> </td> <td data-bbox="879 1249 1342 1749"> <p>契約書面受領日 (契約成立日) ○年○月○日</p> <p>①ご住所 ②ご契約者名 ③お電話番号 ④契約 ID (T-Connect ID) #***** ⑤契約サービス T-Connect</p> <p>上記契約を解除します。</p> </td> </tr> </table>	<p>〒 460-0003 愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階</p> <p>トヨタコネクティッド株式会社 T-Connect サポートセンター 行</p>	<p>契約書面受領日 (契約成立日) ○年○月○日</p> <p>①ご住所 ②ご契約者名 ③お電話番号 ④契約 ID (T-Connect ID) #***** ⑤契約サービス T-Connect</p> <p>上記契約を解除します。</p>
<p>〒 460-0003 愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階</p> <p>トヨタコネクティッド株式会社 T-Connect サポートセンター 行</p>	<p>契約書面受領日 (契約成立日) ○年○月○日</p> <p>①ご住所 ②ご契約者名 ③お電話番号 ④契約 ID (T-Connect ID) #***** ⑤契約サービス T-Connect</p> <p>上記契約を解除します。</p>		

(付則) 2024 年 1 月 29 日改定

コネクティッドナビ利用規約

コネクティッドナビ利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TC および TMC を総称して「当社」といいます）が提供する「コネクティッドナビ」のサービス（以下、「コネクティッドナビ」といいます）の利用条件を定めるものです。コネクティッドナビ利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、コネクティッドナビ利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条（規約の適用）

1. コネクティッドナビ利用規約は、当社とコネクティッドナビ契約者等（次条にて定義します）との間のコネクティッドナビの利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、コネクティッドナビの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「コネクティッドナビ諸規程」といいます）を定めることがあります。コネクティッドナビ諸規程は、コネクティッドナビ利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、コネクティッドナビ契約者等は、コネクティッドナビを利用する際には、コネクティッドナビ利用規約に加えてコネクティッドナビ諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、コネクティッドナビ利用規約とコネクティッドナビ諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、コネクティッドナビ諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

コネクティッドナビ利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のコネクティッドナビ利用規約で使用する用語は、コネクティッドナビ利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について

(<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) コネクティッドナビ契約者：コネクティッドナビ利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社との間でコネクティッドナビの利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) コネクティッドナビ利用契約：コネクティッドナビ利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社およびコネクティッドナビ契約者との間で成立するコネクティッドナビの利用に関する契約をいいます。
- (3) コネクティッドナビ車両利用者：コネクティッドナビ契約者から利用車両におけるコネクティッドナビの利用を許諾された者をいいます（コネクティッドナビ契約者自身を含みません）。
- (4) コネクティッドナビ契約者等：コネクティッドナビ契約者およびコネクティッドナビ車両利用者を総称していいます。
- (5) コネクティッドナビ利用料：コネクティッドナビの提供にかかる対価・料金をいいます。

第3条（コネクティッドナビ利用契約の申し込み）

1. コネクティッドナビは、当社がコネクティッドナビを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。コネクティッドナビ利用契約のお申し込みにあたっては、利用車両がコネクティッドナビを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. コネクティッドナビ利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。コネクティッドナビの利用ができる車種は、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。

- 前項の定めにかかわらず、当社が別途定める車両（以下、「無料期間対象車両」といいます）においては、T-Connect 基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約が成立し、車両初度登録日より初回の 60 ヶ月点検月の末日まで無料で利用できるものとします。無料期間対象車両の詳細についてはこちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/connectednavi.html>) からご確認いただけます。

第4条（サービスの内容）

- コネクティッドナビの機能およびサービス内容は、ご契約のサービスプランおよび搭載する車載機の種類によって異なります。詳細はこちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/connectednavi.html>) からご確認いただけます。
- コネクティッドナビは、コネクティッドナビ契約者およびコネクティッドナビ車両利用者が利用できます。

第5条（利用条件および遵守事項）

- 安全のため、利用車両の運転者は、走行中の車載機および通信機の操作は極力お控えください。走行中の操作は、ハンドル操作を誤る等思わぬ事故につながるおそれがあり危険です。車を停車させてから操作をしてください（音声操作を除きます）。音声操作の場合にも、走行中は運転に集中するようにご注意ください。なお、走行中に画面を見るときは、必要最小限の時間（1秒程度以内）にしてください。
- コネクティッドナビのナビゲーションによるルート案内の内容にかかわらず、実際の交通規制に従って走行してください。ルート案内のみに従い、実際の交通規制に従わない走行をした場合は、交通規制に違反するおそれがあり、交通事故の原因ともなりえます。
- コネクティッドナビは、コネクティッドナビ契約者等の眠気防止や覚醒をお約束するものではありません。長時間運転や眠気を感じた場合等は、適切に休憩をとっていただく等、安全運転をお願いします。
- ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus に限り、新車購入から5年間は、コネクティッドナビの地図更新機能に加えて、マップオンデマンドによっても地図更新ができます。5年経過後も引き続きマップオンデマンドを利用いただくには、販売店で、全国の地図情報を最新にする「全更新」をしていただくと、全更新からマップオンデマンド機能を2年間継続して利用いただけます。
- ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着の場合、コネクティッドナビ利用契約を解約されるとコネクティッドナビの機能は一切利用できませんが、Apple CarPlay や Android Auto™ によるカーナビゲーション機能は引き続き利用いただけます。また、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着の場合、コネクティッドナビ利用契約を解約された場合でも、解約以前に更新された地図情報を用いてのカーナビゲーション機能や、Apple CarPlay、Android Auto™ によるカーナビゲーション機能は引き続き利用いただけます。

第6条（コネクティッドナビ利用料の支払い）

コネクティッドナビ契約者は、コネクティッドナビ利用契約に基づき、コネクティッドナビ利用料として別紙に定める金額を、TC に対して支払うものとします。コネクティッドナビ利用料の支払方法および支払期日は、コネクティッドナビ利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第7条（契約期間）

コネクティッドナビ利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第8条（個人情報等の取扱い）

コネクティッドナビの利用については、T-Connect の個人情報等の取得と利用について第 15 条の特則が適用されます。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

第9条（解約）

T-Connect 利用規約第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、無料期間対象車両におけるコネクティッドナビ契約者は、別紙に定める無料期間（以下、「無料期間」といいます）中は、コネクティッドナビ利用契約のみの解約を求めることはできません。無料期間中にコネクティッドナビ利用契約の解約を希望するときは、T-Connect 利用規約自体を解約していただく必要があります。なお、T-Connect 利用規約を解約した場合は、コネクティッドナビ利用契約も T-Connect 利用規約が終了した時点で当然に終了します。

第10条（特則）

コネクティッドナビ契約者等のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびコネクティッドナビ利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) bZ4X を利用車両とする契約者。なお、本条第 2 号にも該当する場合は、本条第 2 号とそれに対応する別紙の内容が優先して適用されます。
 - (i) 第 3 条第 3 項の定めにかかわらず、T-Connect 基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約が成立し、車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで無料で利用できるものとします。
- (2) 第 3 条第 2 項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者
 - (i) コネクティッドナビ利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、コネクティッドナビ利用料を別途支払う必要はありません。
 - (ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、コネクティッドナビ利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

（付則） 2024 年 1 月 29 日改定

別紙

■コネクティッドナビ

(1) T-Connect スタンダード (22)

①ディスプレイオーディオ (コネクティッドナビ対応) を装着している T-Connect スタンダード (22) 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ利用契約を締結する場合

契約期間	<p>【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで (以下、「無料期間」といいます) です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 コネクティッドナビ契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>【無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビを新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、①②いずれの場合においても、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。</p>	
利用料 (消費税込み)	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合	880 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC) /TOYOTA Wallet (Wallet QR)	

②ディスプレイオーディオ (コネクティッドナビ対応) を装着している T-Connect スタンダード (22) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でコネクティッドナビ利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてコネクティッドナビ利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料 (消費税込み)	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

■コネクティッドナビ (車載ナビ有)

(1) T-Connect スタンダード (22)

①ディスプレイオーディオ (コネクティッドナビ対応) Plus を装着している T-Connect スタンダード (22) 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ利用契約を締結する場合

契約期間	<p>【車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日まで (以下、「無料期間」といいます) です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 コネクティッドナビ契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>【無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビを新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。 ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、①②いずれの場合においても、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。</p>	
利用料 (消費税込み)	車両初度登録日以降初回の 60 ヶ月点検月の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合	880 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC) /TOYOTA Wallet (Wallet QR)	

②bZ4X を利用車両とする T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、コネクティッドナビ利用契約を締結する場合
 ※法人管理契約を締結した場合は、コネクティッドナビ利用規約第 10 条第 2 号が適用されます。

契約期間	<p>【車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合】</p>	
------	---	--

	<p>契約期間は、契約成立日から車両初度登録日の属する月を初月とした120ヵ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きを実施しても、また、無料期間内に解約等がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。</p> <p>コネクティッドナビ契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにコネクティッドナビ利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p>	
	<p>【無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合】</p> <p>①無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビを新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。</p> <p>②無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合 契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1ヵ月間です。</p> <p>①②いずれの場合も、コネクティッドナビ利用契約は自動更新契約です。コネクティッドナビ契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにコネクティッドナビ利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。</p> <p>ただし、車載機より支払方法をTOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、①②いずれの場合においても、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。</p>	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした120ヵ月目の末日までにコネクティッドナビ利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にコネクティッドナビ利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もコネクティッドナビ利用契約を継続する場合	880円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC) /TOYOTA Wallet (Wallet QR)	

③ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）を装着しているT-Connectスタンダード（22）の契約者のうち、T-Connect利用規約第27条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connectのオプションサービスとして、コネクティッドナビを利用する場合

契約期間	<p>契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。</p> <p>法人リース契約の契約期間のどの時点でコネクティッドナビ利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてコネクティッドナビ利用契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。</p>	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

リモートスタート（アプリ）利用規約

リモートスタート（アプリ）利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供する「リモートスタート（アプリ）」および、所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する「リモートエアコン」の利用条件を定めるものです。リモートスタート（アプリ）利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、リモートスタート（アプリ）利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. リモートスタート（アプリ）利用規約は、TC と本サービス利用者（次条にて定義します）との間のリモートスタート（アプリ）およびリモートエアコンの利用に関する関係一切に適用されます。
2. TC は、本サービスの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「リモートスタート（アプリ）諸規程」といいます）を定めることがあります。リモートスタート（アプリ）諸規程は、リモートスタート（アプリ）利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、本サービス利用者は、本サービスを利用する際には、リモートスタート（アプリ）利用規約に加えてリモートスタート（アプリ）諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、リモートスタート（アプリ）利用規約とリモートスタート（アプリ）諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、リモートスタート（アプリ）諸規程の定めが優先して適用されるものとします。
3. リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービスパックプランのリモートスタート（アプリ）契約者等については、前二項に定めるほか、オペレーターサービス利用規約もあわせて適用されます。

第2条 （定義）

リモートスタート（アプリ）利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のリモートスタート（アプリ）利用規約で使用する用語は、リモートスタート（アプリ）利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について

(<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) リモートスタート（アプリ）：T-Connect のオプションサービスとして TC が提供する第 5 条に規定するサービスをいいます。
- (2) リモートエアコン：所定の車種において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する第 5 条に規定するサービスをいいます。
- (3) 本サービス：リモートスタート（アプリ）およびリモートエアコンを総称していいます。
- (4) リモートスタート（アプリ）契約者：リモートスタート（アプリ）利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC との間でリモートスタート（アプリ）の利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (5) リモートスタート（アプリ）利用契約：リモートスタート（アプリ）利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC およびリモートスタート（アプリ）契約者との間で成立するリモートエアコンの利用に関する契約をいいます。
- (6) リモートスタート（アプリ）権限受領者：T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項の定めに基づきリモートスタート（アプリ）契約者からリモートスタート（アプリ）の利用権限を付与された者をいいます（リモートスタート（アプリ）契約者自身を含みません）。
- (7) リモートスタート（アプリ）契約者等：リモートスタート（アプリ）契約者およびリモートスタート（アプリ）権限受領者を総称していいます。
- (8) リモートエアコン利用者：リモートスタート（アプリ）利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、リモートエアコンを利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいます。

- (9) リモートエアコン権限受領者：T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項の定めに基づきリモートエアコン利用者からリモートエアコンの利用権限を付与された者をいいます（リモートエアコン利用者自身を含みません）。
- (10) リモートエアコン利用者等：リモートエアコン利用者およびリモートエアコン権限受領者を総称していいます。
- (11) 本サービス利用者：リモートスタート（アプリ）契約者等およびリモートエアコン利用者等を総称していいます。
- (12) リモートスタート（アプリ）利用料：リモートスタート（アプリ）の提供にかかる対価・料金をいいます。

第3条 （リモートスタート（アプリ）利用契約の申し込み）

1. リモートスタート（アプリ）は、TC がリモートスタート（アプリ）を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。リモートスタート（アプリ）利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がリモートスタート（アプリ）を利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. リモートスタート（アプリ）利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。リモートスタート（アプリ）を利用できる車種は、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。

第4条 （リモートエアコンの利用）

リモートエアコンは、TC がリモートエアコンを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。リモートエアコンを利用できる車種はこちら

(https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。

第5条 （サービスの内容）

1. 本サービスは、My TOYOTA+ を用いて遠隔操作により利用車両のエンジンまたはエアコンを起動・停止させるサービスです。詳細はこちら (https://toyota.jp/tconnectservice/service/remote_start.html) からご確認ください。
2. リモートスタート（アプリ）は、リモートスタート（アプリ）契約者およびリモートスタート（アプリ）権限受領者が利用できます。
3. リモートエアコンは、リモートエアコン利用者およびリモートエアコン権限受領者が利用できます。

第6条 （利用条件および遵守事項）

1. 本サービスを利用するためには、My TOYOTA+ のダウンロードが必要です。お持ちのスマートフォンに My TOYOTA+ をダウンロードしてください。なお、My TOYOTA+ に対応するスマートフォンは、Google Play または App Store の対応機種情報をご確認ください。
2. 本サービスに含まれる各種サービスには、それぞれ所定の作動条件があります。詳しくは My TOYOTA+ のヘルプをご確認ください。
3. 本サービスは、車両向けアクセサリのリモートスタートと併用することはできません。
4. リモートスタート（アプリ）契約者およびリモートエアコン利用者は、T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項に定めるところにより、自己の責任と費用負担において、リモートスタート（アプリ）権限受領者およびリモートエアコン権限受領者に対して、リモートスタート（アプリ）およびリモートエアコンのサービスを利用することができる権限を付与することができます。

5. 本サービス利用者は、リモートスタート（アプリ）およびリモートエアコンの利用にあたって、取扱説明書や My T OYOTA+上に記載される利用方法その他の留意事項を遵守するものとします。

第7条 （リモートスタート（アプリ）利用料の支払い）

リモートスタート（アプリ）契約者は、リモートスタート（アプリ）利用契約に基づき、リモートスタート（アプリ）利用料として別紙に定める金額を、TC に対して支払うものとします。リモートスタート（アプリ）利用料の支払方法および支払期日は、リモートスタート（アプリ）利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第8条 （契約期間）

リモートスタート（アプリ）利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第9条 （特則）

リモートスタート（アプリ）契約者等のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびリモートスタート（アプリ）利用規約の適用に関し、本条に規定する特則が適用されます。

- (1) リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 3年パック/リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 5年パック
- (i) T-Connect 利用規約第 18 条第 2 項にかかわらず、リモートスタート（アプリ）利用契約を解約した場合、解約の効力は、TC に解約の届出が到達した日の属する月の末日時点で生じるものとします。
- (ii) T-Connect 利用規約第 11 条第 5 項にかかわらず、それぞれの契約における契約期間満了日まで所定の期間を残してリモートスタート（アプリ）利用契約が解約あるいは解除により終了した場合、TC は、リモートスタート（アプリ）契約者が指定した当該リモートスタート（アプリ）契約者名義の口座（以下、「口座」といいます）に振り込む方法により、下記表の返金額を払い戻すものとします。その場合、当該リモートスタート（アプリ）契約者は、TC 所定の書面（以下、「口座指定書」といいます）により当該払い戻しを受ける口座を指定するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該払い戻しを請求できないものとします。
- ① 口座指定書が、TC が口座指定書を当該リモートスタート（アプリ）契約者に送付した日から 1 年以内に、TC に対して返送されなかった場合
- ② 口座指定書が、宛先不明等の理由により、当該リモートスタート（アプリ）契約者によって受領されなかった場合

サービスプラン名称	解約効力発生時点における契約残期間	返金額（消費税相当額込み）
リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 3年パック	契約期間満了日まで 12 ヶ月～23 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	2,200 円
	契約期間満了日まで 24 ヶ月～35 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	8,800 円
リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 5年パック	契約期間満了日まで 12 ヶ月～23 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	2,200 円
	契約期間満了日まで 24 ヶ月～35 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	8,800 円
	契約期間満了日まで 36 ヶ月～47 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	14,300 円
	契約期間満了日まで 48 ヶ月～59 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	20,900 円

(iii) T-Connect 利用規約第 21 条第 2 項にかかわらず、下記の各サービスプランに関して TC が損害賠償責任を負う場合の賠償額は下記表の金額を上限とします (TC に故意または重大な過失がある場合を除きます)。

サービスプラン名称	賠償上限額
リモートスタート (アプリ) / オペレーターサービス 3 年パック	18,150 円
リモートスタート (アプリ) / オペレーターサービス 5 年パック	30,250 円
当初契約期間満了後に継続してサービスを利用する場合	1 年分相当額

(iv) オペレーターサービス利用契約が、解約、解除、期間満了その他の事由により終了したときは、リモートスタート (アプリ) 利用契約も同様の事由により終了するものとします。

(v) リモートスタート (アプリ) 利用料の払い戻しについては本条に定めるとおりであり、オペレーターサービス利用規約第 9 条が併せて適用されて、払い戻し額が増加するものではありません。

(2) 第 3 条第 2 項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者

(i) リモートスタート (アプリ) 利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、リモートスタート (アプリ) 利用料を別途支払う必要はありません。

(ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、リモートスタート (アプリ) 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

(付則) 2024 年 1 月 29 日改定

別紙

■リモートスタート（アプリ）

(1) T-Connect エントリー、T-Connect スタンダード、T-Connect for CROWN（※）

※T-Connect for CROWN はクラウン（2020年5月～2022年7月モデル）でのみご利用可能な基本サービスです。

①リモートスタート（アプリ）スターターキットを購入し、装着した車両における T-Connect エントリー、T-Connect スタンダードまたは T-Connect for CROWN 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートスタート（アプリ）利用契約を締結する場合

契約期間	【リモートスタート（アプリ）利用契約の初回契約成立日から、当該契約日の属する月を初月とした13ヵ月目の末日まで】 契約期間は、初回契約成立日から当該契約日の属する月を初月とした13ヵ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。 リモートスタート（アプリ）利用契約は、自動更新契約です。リモートスタート（アプリ）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から自動的に②の月払い有料契約へ更新されます。無料期間満了後において年払いを選択する場合は、無料期間の契約が自動的に更新された後、所定期日までに TC に年払いへ変更する旨のお申し出をいただく必要があります。 なお、無料期間内に解約等により契約が終了した場合、リモートスタート（アプリ）契約者は無料期間中であっても、その後リモートスタート（アプリ）を再契約するときは②の有料契約となります。	
利用料（消費税込み）	初回契約成立日から当該契約日の属する月を初月とした13ヵ月目の末日まで	無料
選択可能な支払方法	クレジットカード（無料期間中は利用料の支払いは発生しません）	

②上記①を除いた、リモートスタート（アプリ）の利用ができる車両における T-Connect エントリー、T-Connect スタンダードまたは T-Connect for CROWN 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートスタート（アプリ）利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、 (1) リモートスタート（アプリ）を新規契約する場合 契約成立日から当該契約成立日の属する月を初月とした12ヵ月目の末日まで（年払いの場合）、または当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中でであっても、利用料の日割り計算は行いません。 (2) 上記①の契約が自動更新される場合 無料期間満了日の翌日から1ヵ月間（月払い）です。 (1) (2) いずれの場合においても、リモートスタート（アプリ）利用契約は、自動更新契約です。リモートスタート（アプリ）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1年間（年払いの場合）または1ヵ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	年払い	2,420 円／年
	月払い	220 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

③T-Connect エントリーまたは T-Connect スタンダードの契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートエアコン（アプリ）を利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でリモートエアコン（アプリ）利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてリモートエアコン（アプリ）契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

(2) T-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22)

①T-Connect エントリー (22) または T-Connect スタンダード (22) 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートスタート（アプリ）利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中でであっても、利用料の日割り計算は行いません。 リモートスタート（アプリ）利用契約は、自動更新契約です。リモートスタート（アプリ）契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間、自動的に更新され、以降も同様となります。ただし、車載機より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
利用料（消費税込み）	月払い	220 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet (TS CUBIC) ／TOYOTA Wallet (Wallet QR)	

②T-Connect エントリー (22) または T-Connect スタンダード (22) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートエアコン（アプリ）を利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でリモートエアコン（アプリ）利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてリモートエアコン（アプリ）契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

■リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年パック

(1) T-Connect スタンダード (22)

①T-Connect スタンダード (22) 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートスタート（アプリ）およびオペレーターサービス3年パック利用契約を締結する場合

※リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年パックは新車購入時に同時にお申し込みの場合であり、利用車両がリモートスタート（アプリ）のサービス提供対象である場合に限ってお申し込みいただけます。

契約期間	【車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにリモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年パック利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年パック契約者より所定の継続手続きが行われ、契約期間の満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約の継続の効力が発生しない限り、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約を継続する場合】 契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から1ヵ月間です。なお、継続したリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までリモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年パック利用契約を締結する場合	18,150円
	契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約を継続する場合	220円/月
	契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合	330円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込	

■リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年パック

(1) T-Connectスタンダード(22)

①T-Connectスタンダード(22)契約者が、T-Connectのオプションサービスとしてリモートスタート（アプリ）およびオペレーターサービス5年パック利用契約を締結する場合

※リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年パックは新車購入時に同時にお申し込みの場合であり、利用車両がリモートスタート（アプリ）のサービス提供対象である場合に限ってお申し込みいただけます。

契約期間	【60ヵ月点検月の末日までにリモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年パック利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年パック契約者より所定の継続手続きが行われ、契約期間の満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約の継続の効力が発生しない限り、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約を継続する場合】 契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から1ヵ月間です。なお、継続したリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日から60ヵ月点検月の末日までにリモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年パック利用契約を締結する場合	30,250円
	契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約を継続する場合	220円/月
	契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合	330円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込	

デジタルキー利用規約

デジタルキー利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といい、TCおよびTMCを総称して「当社」といいます）が提供する「デジタルキー」のサービスの利用条件を定めるものです。デジタルキー利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、デジタルキー利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. デジタルキー利用規約は、当社とデジタルキー契約者等（次条にて定義します）との間のデジタルキーの利用に関する関係一切に適用されます。
2. 当社は、デジタルキーの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「デジタルキー諸規程」といいます）を定めることがあります。デジタルキー諸規程は、デジタルキー利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、デジタルキー契約者等は、デジタルキーを利用する際には、デジタルキー利用規約に加えてデジタルキー諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、デジタルキー利用規約とデジタルキー諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、デジタルキー諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

デジタルキー利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のデジタルキー利用規約で使用する用語は、デジタルキー利用規約において特段定義されない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) に定義された意味を有するものとします。

- (1) デジタルキー契約者：デジタルキー利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社との間でデジタルキー利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) デジタルキー利用契約：デジタルキー利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、当社およびデジタルキー契約者との間で成立するデジタルキーの利用に関する契約をいいます。
- (3) デジタルキー利用車両：デジタルキー契約者が所有または利用等する権限を有する車両のうち、デジタルキー利用契約に基づき、デジタルキーを利用できる車両をいいます。
- (4) デジタルキー権限受領者：デジタルキー契約者からデジタルキーの利用権限を付与された者をいいます（デジタルキー契約者自身を含みません）。
- (5) デジタルキー契約者等：デジタルキー契約者およびデジタルキー権限受領者を総称していいます。
- (6) デジタルキー利用料：デジタルキーの提供にかかる対価・料金をいいます。
- (7) デジタルキーアプリ：TMC が提供する、デジタルキーの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションをいいます。

第3条 （デジタルキー利用契約の申し込み）

1. デジタルキーは、当社がデジタルキーを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。デジタルキー利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がデジタルキーを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. デジタルキー利用契約の申し込みは、T-Connect の基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect の基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。なお、デジタルキーが利用できる車種は、こちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。

3. 前項の定めにかかわらず、当社が別途定める車両（以下、「無料期間対象車両」といいます）においては、T-Connect の基本契約の成立とともにデジタルキー利用契約が成立し、車両初度登録日より初回の 36 ヶ月点検月の末日まで無料（以下、「無料期間」といいます）でご利用いただけます。無料期間対象車両の詳細についてはこちら (https://toyota.jp/tconnectservice/service/digital_key.html) からご確認いただけます。

第4条 （利用権限の付与）

1. デジタルキー契約者は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーアプリを用いて、「TOYOTA アカウント」を保有する第三者（デジタルキー権限受領者）に対してデジタルキーの一部を利用することができる権限を付与することができます（以下、「デジタルキーのシェア」といいます）。デジタルキーのシェアを行った場合、デジタルキーアプリ内において、デジタルキー契約者はオーナー、デジタルキー権限受領者はシェアユーザーとそれぞれ表記されます。
2. デジタルキー契約者は、デジタルキーアプリ内において所定の操作を行うことにより、デジタルキー権限受領者へのデジタルキーのシェアの範囲を制限し、またはデジタルキーのシェアを事後に取り消すことができます。
4. デジタルキーのシェア、制限および取り消しを行うには、デジタルキー契約者が、T-Connect 利用規約第 4 条に定める「TOYOTA アカウント」との連携を行っている必要があります。
5. デジタルキー契約者は、デジタルキー権限受領者をして、T-Connect 利用規約、デジタルキー利用規約およびデジタルキー諸規程の定めを理解させ、これを遵守させるものとします。また、デジタルキー権限受領者が行った行為については、デジタルキー契約者自らが行った行為とみなされ、デジタルキー契約者は、当該行為について一切の責任を負うものとします。

第5条 （サービスの内容）

1. デジタルキーのサービス内容は、ご契約のサービスプランおよび搭載する車載機の種類によって異なります。詳細はこちら (https://toyota.jp/tconnectservice/service/digital_key.html) からご確認いただけます。
2. デジタルキーは、デジタルキー契約者およびデジタルキー権限受領者が利用できます。ただし、デジタルキー権限受領者が利用できるサービスの範囲・内容は、デジタルキー利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびにデジタルキー契約者の契約形態、利用権限の付与状態により異なります。

第6条 （利用条件および遵守事項）

1. デジタルキーを利用するためには、デジタルキー契約者等においてデジタルキーアプリを情報通信端末（TMC 指定の機種・OS のスマートフォンに限ります）にダウンロードすることが必要です。
2. デジタルキー契約者等は、自己の責任と費用負担において、デジタルキーを利用するために必要な車載機、通信機、その他の周辺機器および通信環境を整え、また、デジタルキーの利用（デジタルキーアプリのダウンロードを含みます）に係る通信費を負担するものとします。
3. デジタルキー契約者等は、デジタルキーの取扱説明書およびデジタルキーアプリに記載の注意事項等に従ってデジタルキーを利用するものとします。
4. デジタルキー契約者は、自己またはデジタルキー権限受領者が T-Connect 利用規約、デジタルキー利用規約その他デジタルキーの利用に関し当社が定める諸規程に反しデジタルキーを利用している場合、またはそのおそれが生じた場合には、直ちに、当社所定の方法で、その旨を T-Connect 利用規約記載のお問い合わせ先に報告するものとします。万が一、当該報告を行わなかったことにより当社に損害が生じた場合には、デジタルキー契約者は、当該損害を賠償する責任を負います。
5. 当社は、デジタルキー契約者等が本条の定め違反した場合またはそのおそれが生じた場合には、デジタルキー契約者等に通知することなく、デジタルキーサービスの全部または一部の提供を停止することができます。

第7条 (デジタルキー利用料の支払い)

デジタルキー契約者は、デジタルキー利用契約に基づき、デジタルキー利用料として別紙に定める金額を、当社に対して支払うものとします。デジタルキー利用料の支払方法および支払期日は、デジタルキー利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第8条 (契約期間)

デジタルキー利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第9条 (個人情報等の取扱い)

デジタルキーの利用については、T-Connect の個人情報等の取得と利用について第 14 条の特則が適用されます。

<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>

第10条 (免責)

デジタルキー契約者等は、デジタルキーを利用する場合でも、デジタルキー利用車両を運転する際には、電子キーを必ず携帯するものとし、デジタルキーが作動せず、デジタルキー利用車両が使用できないことによりデジタルキー契約者等または第三者に損害が生じたとしても、当社はこれについて一切の責任を負いません。ただし、当社に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第11条 (解約)

T-Connect 利用規約第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、無料期間対象車両におけるデジタルキー契約者は、別紙に定める無料期間 (以下、「無料期間」といいます) 中は、デジタルキー利用契約のみの解約を求めることはできません。無料期間中にデジタルキー利用契約の解約を希望するときは、T-Connect 基本契約自体を解約していただく必要があります。なお、T-Connect 基本契約を解約した場合は、デジタルキー利用契約も T-Connect 基本契約が終了した時点で当然に終了します。

第12条 (特則)

デジタルキー契約者等のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびデジタルキー利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) bZ4X を利用車両とする契約者。なお、本条第 2 号にも該当する場合は、本条第 2 号とそれに対応する別紙の内容が優先して適用されます。
 - (i) 第 3 条第 3 項の定めにかかわらず、T-Connect 基本契約の成立とともにコネクティッドナビ利用契約が成立し、車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで無料で利用できるものとします。
- (2) 第 3 条第 2 項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者
 - (i) デジタルキー利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、デジタルキー利用料を別途支払う必要はありません。
 - (ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかなを問わず終了した場合、デジタルキー利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

(付則) 2024 年 1 月 29 日改定

別紙

■デジタルキー

(1) T-Connect エントリー (22)、T-Connect スタンダード (22)

①デジタルキー（標準装備またはメーカーオプション）を装着した無料期間対象車両における T-Connect エントリー (22) または T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合

※36 ヶ月以降については、T-Connect のオプションサービスとしてデジタルキー利用契約の申し込みが必要です。

契約期間	【車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きをしても、また、無料期間内に解約がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 デジタルキー契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は無料期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にデジタルキーを新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、デジタルキー利用契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の 36 ヶ月点検月の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合	550 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

②bZ4X を利用車両とする T-Connect スタンダード (22) の契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、デジタルキー利用契約を締結する場合

※法人管理契約を締結した場合は、デジタルキー利用規約第 12 条第 2 号が適用されます。

契約期間	【車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。無料期間内のどの時点で利用開始手続きを実施しても、また、無料期間内に解約等がなされた後、改めて契約がなされた場合でも、無料期間の満了日は変わりません。 デジタルキー契約者により所定の継続手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の継続の効力が発生しない限り、デジタルキー利用契約は無料期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合】 ①無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合 契約期間は、契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 ②無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合 契約期間は、無料期間の満了日の翌日から 1 ヶ月間です。 ①②いずれの場合も、デジタルキー利用契約は自動更新契約です。デジタルキー契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにデジタルキー利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにデジタルキー利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした 120 ヶ月目の末日までにデジタルキー利用契約を締結する場合	無料
	無料期間満了日の翌日以降にデジタルキー利用契約を新規契約する場合または無料期間満了日以降もデジタルキー利用契約を継続する場合	550 円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

③デジタルキー（メーカーオプション）を装着した車両における T-Connect エントリー (22) または T-Connect スタンダード (22) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、デジタルキーを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でデジタルキー利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてデジタルキー契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
選択可能な支払方法	選択不要

オペレーターサービス利用規約

オペレーターサービス利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供する「オペレーターサービス」、および、所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する「オペレーターサービス」の利用条件を定めるものです。オペレーターサービス利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、オペレーターサービス利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. オペレーターサービス利用規約は、TC とオペレーターサービス契約者等（次条にて定義します）との間のオペレーターサービスの利用に関する関係一切に適用されます。
2. TC は、オペレーターサービスの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「オペレーターサービス諸規程」といいます）を定めることがあります。オペレーターサービス諸規程は、オペレーターサービス利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、オペレーターサービス契約者等は、オペレーターサービスを利用する際には、オペレーターサービス利用規約に加えてオペレーターサービス諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、オペレーターサービス利用規約とオペレーターサービス諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、オペレーターサービス諸規程の定めが優先して適用されるものとします。
3. リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービスパックプランのオペレーターサービス契約者等については、前二項に定めるほか、リモートスタート（アプリ）利用規約もあわせて適用されます。

第2条 （定義）

オペレーターサービス利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のオペレーターサービス利用規約で使用する用語は、オペレーターサービス利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について

(<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) オペレーターサービス契約者：オペレーターサービス利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC との間でオペレーターサービスの利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (2) オペレーターサービス利用契約：オペレーターサービス利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC およびオペレーターサービス契約者との間で成立するオペレーターサービスの利用に関する契約をいいます。
- (3) オペレーターサービス利用者：オペレーターサービス利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、オペレーターサービスを利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいます。
- (4) オペレーターサービス車両利用者：オペレーターサービス契約者またはオペレーターサービス利用者から利用車両におけるオペレーターサービスの利用を許諾された者をいいます（オペレーターサービス契約者およびオペレーターサービス利用者自身を含みません）。
- (5) オペレーターサービス契約者等：オペレーターサービス契約者、オペレーターサービス利用者およびオペレーターサービス車両利用者を総称していいます。
- (6) オペレーターサービス利用料：オペレーターサービスの提供にかかる対価・料金をいいます。
- (7) 取次先事業者：オペレーターサービスを通じて TC がオペレーターサービス契約者等のために取次ぐ先の事業者をいいます。

第3条 (オペレーターサービス利用契約の申し込み)

1. オペレーターサービスは、TCがオペレーターサービスを利用することができる車両として指定した車種でのみ利用することができます。オペレーターサービス利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がオペレーターサービスを利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. オペレーターサービス利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合（ただし、T-Connect スタンダード（22）対応車両におけるオペレーターサービスの申し込みは T-Connect スタンダード（22）の利用契約に加えコネクティッドナビ利用契約が成立している場合）に限り、行うことができます。オペレーターサービスの利用ができる車種は、こちら（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認くださいいただけます。

第4条 (サービスの内容)

1. オペレーターサービスは、オペレーターによる各種ご案内やドライブのサポートや路上トラブル発生時に JAF への取次ぎ等を行うサービスです。詳細はこちら（https://toyota.jp/tconnectservice/service/operator-service.html?padid=from_tconnectservice_service_operator_service）からご確認くださいいただけます。オペレーターサービスは、オペレーターサービス契約者等が利用できます。

第5条 (利用条件および遵守事項)

1. TC は、オペレーターサービス契約者およびオペレーターサービス利用者のみが利用できるサービスに関して、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、オペレーターサービスの利用にあたって、T-Connect の申込時に付与された ID およびパスワード、またはオペレーターサービス契約者本人およびオペレーターサービス利用者本人を特定できる情報をもって、オペレーターサービスを利用しようとする者がオペレーターサービス契約者本人およびオペレーターサービス利用者であることを確認できない場合は、オペレーターサービスを提供できません。ただし、オペレーターサービスを提供しないことでオペレーターサービス契約者およびオペレーターサービス利用者の利益を著しく損なうおそれがあると TC が判断し、かつオペレーターサービスを提供することが法令等に違反しない場合はこの限りではありません。
2. オペレーターサービス契約者等のうち T-Connect 基本サービスのプランが T-Connect（携帯接続）のオペレーターサービス契約者等については、DCM 通信を利用することができません。オペレーターサービスを利用する場合には、情報通信端末と車載機を Bluetooth または Wi-Fi でテザリングし利用してください。
3. 情報通信端末にてオペレーターサービスを利用する場合、オペレーターサービスの利用にかかる通信費はオペレーターサービス契約者等の負担となります。
4. オペレーターサービスは、電話での対応に限るものとし、TC は、FAX、メールその他の手段による対応は行いません。
5. オペレーターサービス契約者等による、オペレーターの指名には対応していません。
6. 問い合わせの集中や問い合わせの内容等により、サービスの提供が遅れる場合があります。
7. TC は、オペレーターサービス契約者等によるオペレーターサービスの利用が、次の各号のいずれかに該当する場合、オペレーターサービスの提供をお断りする場合があります、また、この場合においてオペレーターサービス契約者等がオペレーターサービスの全部または一部を利用できないことによりオペレーターサービス契約者等または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
 - (1) 法令または公序良俗に違反してオペレーターサービスを利用し、あるいは利用しようとする場合
 - (2) 依頼内容の趣旨から、案内に過度な時間を要することが見込まれる場合
 - (3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。その後の改正を含み、

以下、「風俗営業法」といいます) 第2条第1項第1号に定める風俗営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合

- (4) 風俗営業法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合
- (5) 依頼内容について、その違法性が疑われる場合
- (6) 依頼内容が、過度に緊急性を要するものである場合
- (7) 前各号に掲げるもののほかTCがオペレーターサービスの利用として不適切と判断した場合

第6条 (オペレーターサービス利用料の支払い)

オペレーターサービス契約者は、オペレーターサービス利用契約に基づき、オペレーターサービス利用料として別紙に定める金額を、TCに対して、支払うものとします。オペレーターサービス利用料の支払方法および支払期日は、オペレーターサービス利用規約およびT-Connect利用規約第11条に定めるところによるものとします。

第7条 (契約期間)

オペレーターサービス利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第8条 (免責)

TCは、取次先事業者や飲食店等の事業者が提供するサービスや情報について、オペレーターサービス契約者等に対して一切の責任を負いません。ただし、TCに故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第9条 (特則)

オペレーターサービス契約者のうち次の各号に記載のサービスプランの契約者については、本条に定める特則が適用されます。

(1) オペレーターサービス ※TV・オペレーター付T-Connectナビキット

(i) T-Connect利用規約第18条第1項にかかわらず、本ナビキットを装着後、初めてT-Connectスタンダードの利用開始操作が完了したときから5年間は、オペレーターサービスの解約はT-Connectスタンダードの解約と同時に進行する必要があります。

(ii) T-Connect利用規約第21条第2項にかかわらず、当該サービスプランに関してTCが損害賠償責任を負う場合の賠償額は18,150円を上限とします(TCに故意または重大な過失がある場合を除きます)。

(2) オペレーターサービス 3年パック/オペレーターサービス 5年パック/リモートスタート(アプリ)・オペレーターサービス 3年パック/リモートスタート(アプリ)・オペレーターサービス 5年パック

(i) T-Connect利用規約第18条第2項にかかわらず、オペレーターサービス利用契約を解約した場合、解約の効力は、TCに解約の届出が到達した日の属する月の末日時点で生じるものとします。

(ii) T-Connect利用規約第11条第5項にかかわらず、それぞれの契約における契約期間満了日まで所定の期間を残してオペレーターサービス利用契約が解約あるいは解除により終了した場合、TCは、オペレーターサービス契約者が指定した当該オペレーターサービス契約者名義の口座(以下、「口座」といいます)に振り込む方法により、下記表の返金額を払い戻すものとします。その場合、当該オペレーターサービス契約者は、TC所定の書面(以下、「口座指定書」といいます)により当該払い戻しを受ける口座を指定するものとし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該払い戻しを請求できないものとします。

- ① 口座指定書が、TCが口座指定書を当該オペレーターサービス契約者に送付した日から1年以内に、TCに対して返送されなかった場合

② 口座指定書が、宛先不明等の理由により、当該オペレーターサービス契約者によって受領されなかった場合

サービスプラン名称	解約効力発生時点における契約残期間	返金額（消費税相当額込み）
オペレーターサービス 3年パック	契約期間満了日まで 12 ヶ月～23 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	550 円
	契約期間満了日まで 24 ヶ月～35 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	3,300 円
オペレーターサービス 5年パック	契約期間満了日まで 12 ヶ月～23 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	550 円
	契約期間満了日まで 24 ヶ月～35 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	3,300 円
	契約期間満了日まで 36 ヶ月～47 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	7,700 円
	契約期間満了日まで 48 ヶ月～59 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	11,000 円
リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 3年パック	契約期間満了日まで 12 ヶ月～23 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	2,200 円
	契約期間満了日まで 24 ヶ月～35 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	8,800 円
リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 5年パック	契約期間満了日まで 12 ヶ月～23 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	2,200 円
	契約期間満了日まで 24 ヶ月～35 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	8,800 円
	契約期間満了日まで 36 ヶ月～47 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	14,300 円
	契約期間満了日まで 48 ヶ月～59 ヶ月の期間を残して当該契約を解約した場合	20,900 円

(iii) T-Connect 利用規約第 21 条第 2 項にかかわらず、下記の各サービスプランに関して TC が損害賠償責任を負う場合の賠償額は下記表の金額を上限とします（TC に故意または重大な過失がある場合を除きます）。

サービスプラン名称	賠償上限額
オペレーターサービス 3年パック	10,890 円
オペレーターサービス 5年パック	18,150 円
リモートスタート（アプリ）／オペレーターサービス 3年パック	18,150 円
リモートスタート（アプリ）／オペレーターサービス 5年パック	30,250 円
当初契約期間満了後に継続してサービスを利用する場合	1年分相当額

(3) リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 3年パック/リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス 5年パック

(i) リモートスタート（アプリ）利用契約が、解約、解除、期間満了その他の事由により終了したときは、オペレーターサービス利用契約も同様の事由により終了するものとします。

- (ii) オペレーターサービス利用料の払い戻しについては本条第 2 号に定めるとおりであり、リモートスタート(アプリ) 利用規約第 9 条が併せて適用されて、払い戻し額が増加するものではありません。
- (4) 第 3 条第 2 項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者
 - (i) オペレーターサービス利用料は、利用車両として登録するリース車両のリース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、オペレーターサービス利用料を別途支払う必要はありません。
 - (ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、オペレーターサービス利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

(付則) 2024 年 1 月 29 日改定

別紙

■オペレーターサービス

(1) T-Connect スタンダード

①T-Connect スタンダード契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から、当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。オペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	年払い	3,630 円／年
	月払い	330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）	

②T-Connect スタンダード契約者が TV・オペレーター付 T-Connect ナビキットを購入し、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス利用契約を締結する場合

契約期間	<p>【ナビキット装着後に初めて T-Connect スタンダードの利用開始操作が完了した日の属する月を初月とした 60 ヶ月目の末日までにオペレーターサービス利用契約を締結する場合】</p> <p>契約期間は、契約成立日から、本ナビキットを装着後、初めて T-Connect スタンダードの利用開始操作が完了した日の属する月を初月とした 60 ヶ月目の末日まで（以下、「無料期間」といいます）です。契約者により所定の継続手続きが行われ、無料期間の満了日までにオペレーターサービス利用契約の継続の効力が発生しない限り、無料期間の満了日をもって契約終了となります。</p> <p>【無料期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合】</p> <p>契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）とします。オペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。</p>		
利用料（消費税込み）	60 ヶ月目の末日までにオペレーターサービス利用契約を締結する場合	無料	
	無料期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合	年払い	3,630 円／年
		月払い	330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）		

③T-Connect スタンダードの契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービスを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。法人リース契約の契約期間のどの時点でオペレーターサービス利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてオペレーターサービス契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
選択可能な支払方法	選択不要

(2) T-Connect スタンダード (22)

① T-Connect スタンダード (22) 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、オペレーターサービス利用契約の契約成立日から当該契約成立日の属する月の末日までです。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。オペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 ヶ月間自動的に更新され、以降も同様となります。ただし、車載機（ナビ）より支払方法を TOYOTA Wallet (Wallet QR) にて申し込んだ場合は、当該契約は自動更新されません。この場合、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。
利用料（消費税込み）	330 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／TOYOTA Wallet (TS CUBIC) /TOYOTA Wallet (Wallet QR)

②T-Connect スタンダード (22) の契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービスを利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。法人リース契約の契約期間のどの時点でオペレーターサービス利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてオペレーターサービス契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
選択可能な支払方法	選択不要

■オペレーターサービス 3 年パック

(1) T-Connect スタンダード (22)

①T-Connect スタンダード (22) 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス 3 年パック利用契約を締結する場合

※オペレーターサービス 3 年パックは新車購入時に同時にお申し込みの場合であり、利用車両がリモートスタート（アプリ）のサービス提供対象外である場合に限ってお申し込みいただけます。

契約期間	【車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにオペレーターサービス3年パック利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。契約者より所定の継続手続きが行われ、契約期間の満了日までにオペレーターサービス利用契約の継続の効力が発生しない限り、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合】 契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から1ヵ月間です。なお、継続したオペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにオペレーターサービス3年パック利用契約を締結する場合	10,890円
	契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合	330円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込	

■オペレーターサービス5年パック

(1) T-Connect スタンダード (22)

①T-Connect スタンダード (22) 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス5年パック利用契約を締結する場合

※オペレーターサービス5年パックは新車購入時に同時にお申し込みの場合であり、利用車両がリモートスタート（アプリ）のサービス提供対象外である場合に限ってお申し込みいただけます。

契約期間	【車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにオペレーターサービス5年パック利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。契約者より所定の継続手続きが行われ、契約期間の満了日までにオペレーターサービス利用契約の継続の効力が発生しない限り、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合】 契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から1ヵ月間です。なお、継続したオペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日までにオペレーターサービス5年パック利用契約を締結する場合	18,150円
	契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合	330円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込	

■リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年パック

(1) T-Connect スタンダード (22)

①T-Connect スタンダード (22) 契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、リモートスタート（アプリ）およびオペレーターサービス3年パック利用契約を締結する場合

※リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年パックは新車購入時に同時にお申し込みの場合であり、利用車両がリモートスタート（アプリ）のサービス提供対象である場合に限ってお申し込みいただけます。

契約期間	【車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにリモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年パック利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年パック契約者より所定の継続手続きが行われ、契約期間の満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約の継続の効力が発生しない限り、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約を継続する場合】 契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から1ヵ月間です。なお、継続したリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日以降初回の36ヵ月点検月の末日までにリモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス3年パック利用契約を締結する場合	18,150円
	契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約を継続する場合	220円/月
	契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合	330円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込	

■リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年パック

(1) T-Connect スタンダード (22)

①T-Connect スタンダード (22) 契約者が、T-Connect のオプションサービスとしてリモートスタート（アプリ）およびオペレーターサービス5年パック利用契約を締結する場合

※リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年パックは新車購入時に同時にお申し込みの場合であり、利用車両がリモートスタート（アプリ）のサービス提供対象である場合に限ってお申し込みいただけます。

契約期間	【60ヵ月点検月の末日までにリモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年パック利用契約を締結する場合】 契約期間は、契約成立日から車両初度登録日以降初回の60ヵ月点検月の末日まで（以下、「契約期間」といいます）です。リモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年パック契約者より所定の継続手続きが行われ、契約期間の満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約の継続の効力が発生しない限り、当該契約期間の満了日をもって契約終了となります。	
	【契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約を継続する場合】	

	<p>契約期間は、上記契約期間満了日の翌日から1ヵ月間です。なお、継続したリモートスタート（アプリ）利用契約またはオペレーターサービス利用契約は、自動更新契約です。契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約の解約の効力が発生しない限り、またはTCが契約期間満了日までにリモートスタート（アプリ）利用契約もしくはオペレーターサービス利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から1ヵ月間自動的に更新され、以降も同様となります。</p>	
利用料（消費税込み）	車両初度登録日から60ヵ月点検月の末日までにリモートスタート（アプリ）・オペレーターサービス5年パック利用契約を締結する場合	30,250円
	契約期間満了後もリモートスタート（アプリ）利用契約を継続する場合	220円/月
	契約期間満了後もオペレーターサービス利用契約を継続する場合	330円/月
選択可能な支払方法	クレジットカード/預金口座振替/指定口座振込	

オペレーターサービス Plus 利用規約

オペレーターサービス Plus 利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供する「オペレーターサービス Plus」および、所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する「オペレーターサービス」、の利用条件を定めるものです。オペレーターサービス Plus 利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、オペレーターサービス Plus 利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. オペレーターサービス Plus 利用規約は、TC と本サービス利用者（次条にて定義します）の本サービス（次条にて定義します）の利用に関する関係一切に適用されます。
2. TC は、本サービスの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「オペレーターサービス Plus 諸規程」といいます）を定めることがあります。オペレーターサービス Plus 諸規程は、オペレーターサービス Plus 利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、本サービス利用者は、本サービスを利用する際には、オペレーターサービス Plus 利用規約に加えてオペレーターサービス Plus 諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、オペレーターサービス Plus 利用規約とオペレーターサービス Plus 諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、オペレーターサービス Plus 諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

オペレーターサービス Plus 利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のオペレーターサービス Plus 利用規約で使用する用語は、オペレーターサービス Plus 利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について

(<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) オペレーターサービス Plus : T-Connect のオプションサービスとして TC が提供する第 5 条に規定するサービスをいいます。
- (2) オペレーターサービス : 所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する第 5 条に規定するサービスをいいます。
- (3) 本サービス : オペレーターサービス Plus およびオペレーターサービスを総称していいます。
- (4) オペレーターサービス Plus 契約者 : オペレーターサービス Plus 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC との間でオペレーターサービス Plus の利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (5) オペレーターサービス Plus 利用契約 : オペレーターサービス Plus 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC およびオペレーターサービス Plus 契約者との間で成立するオペレーターサービス Plus の利用に関する契約をいいます。
- (6) オペレーターサービス Plus 車両利用者 : オペレーターサービス Plus 契約者から利用車両におけるオペレーターサービス Plus の利用を許諾された者をいいます（オペレーターサービス Plus 契約者自身を含みません）。
- (7) オペレーターサービス Plus 契約者等 : オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス Plus 車両利用者を総称していいます。
- (8) オペレーターサービス利用者 : オペレーターサービス Plus 利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、オペレーターサービスを利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいます。
- (9) オペレーターサービス車両利用者 : オペレーターサービス利用者から利用車両におけるオペレーターサービスの利用を許諾された者をいいます（オペレーターサービス利用者自身を含みません）。
- (10) オペレーターサービス利用者等 : オペレーターサービス利用者およびオペレーターサービス車両利用者を総称

していいいます。

(11) 本サービス利用者：オペレーターサービス Plus 契約者等およびオペレーターサービス利用者等を総称していいいます。

(12) オペレーターサービス Plus 利用料：オペレーターサービス Plus の提供にかかる対価・料金をいいいます。

(13) 取次先事業者：本サービスを通じて TC が本サービス利用者のために取次ぐ先の事業者いいいます。

第3条 (オペレーターサービス Plus 利用契約の申し込み)

1. オペレーターサービス Plus は、TC がオペレーターサービス Plus を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。オペレーターサービス Plus 利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がオペレーターサービス Plus を利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. オペレーターサービス Plus 利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。オペレーターサービス Plus を利用できる車種はこちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。

第4条 (オペレーターサービスの利用)

オペレーターサービスは、TC がオペレーターサービスを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。オペレーターサービスを利用できる車種はこちら

(https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) からご確認ください。

第5条 (サービスの内容)

1. 本サービスは、ドライブ中の情報検索のサポートやホテルの予約等を行うサービスです。詳細はこちら (https://toyota.jp/tconnectservice/service/operatorservice_plus.html) からご確認ください。
2. オペレーターサービス Plus は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス Plus 車両利用者が利用できます。ただし、予約代行は、オペレーターサービス Plus 契約者のみ利用できます。
3. オペレーターサービスは、オペレーターサービス利用者およびオペレーターサービス車両利用者が利用できます。ただし、予約代行は、オペレーターサービス契約者のみ利用できます。

第6条 (利用条件および遵守事項)

1. TC は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者のみが利用できるサービスに関して、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、本サービスの利用にあたって、T-Connect の申込時に付与された ID およびパスワード、またはオペレーターサービス Plus 契約者本人およびオペレーターサービス利用者本人を特定できる情報をもって、本サービスを利用しようとする者がオペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者であることを確認できない場合には、本サービスを提供できません。ただし、本サービスを提供しないことでオペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者の利益を著しく損なうおそれがあると TC が判断し、かつ本サービスを提供することが法令等に違反しない場合はこの限りではありません。
2. 情報通信端末にて本サービスを利用する場合、本サービスの利用にかかる通信費は本サービス利用者の負担となります。
3. 本サービスは、電話での対応に限るものとし、TC は、FAX、メールその他の手段による対応は行いません。
4. 本サービス利用者による、オペレーターの指名には対応しておりません。
5. 問い合わせの集中や問い合わせの内容等により、サービスの提供が遅れる場合があります。

6. TC は、本サービス利用者による本サービスの利用が、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります、また、この場合において本サービス利用者が本サービスの全部または一部を利用できないことにより本サービス利用者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
- (1) 法令または公序良俗に違反して本サービスを利用し、あるいは利用しようとする場合
 - (2) 依頼内容の趣旨から、案内に過度な時間を要することが見込まれる場合
 - (3) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。その後の改正を含み、以下、「風俗営業法」といいます）第 2 条第 1 項第 1 号に定める風俗営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合
 - (4) 風俗営業法第 2 条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業に該当する施設その他これに類する施設の案内を希望する場合
 - (5) 依頼内容について、その違法性が疑われる場合
 - (6) 依頼内容が、過度に緊急性を要するものである場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほか TC が本サービスの利用として不適切と判断した場合

第7条 （予約代行）

1. オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、オペレーター経由で、第 5 条の予約代行サービス（飲食店、ホテル、航空券等（以下、「飲食店等」といいます）の予約代行サービス）を利用することができます。
2. TC は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者から予約手配の申出を受けたときは、当該申出を実現するために必要な範囲で、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者により代わり、対象となる飲食店等の事業者に対して、予約代行手続きを行うことができるものとし、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者はあらかじめこれを承諾します。
3. オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、前項に基づき予約代行手続きを利用する場合は、オペレーターサービス Plus 利用規約を遵守し、旅行業約款および TC が交付する書面の内容を確認するものとし、
4. TC は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者の希望により飲食店等の事業者への予約を代理・媒介または取次ぎするものであり、当該飲食店等の事業者のサービスを提供するものではありません。
5. 予約代行先との契約は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者との間で直接成立するものであり、TC は当該契約の当事者とはならず、飲食店等の事業者が提供するサービスについて一切の責任を負いません。
6. オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、飲食店等の事業者が提供するサービスを利用するときは、当該飲食店等の事業者が定める規定に従い利用するものとし、
7. TC は、予約成立後、飲食店等の事業者への連絡代行は行いません。オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者が飲食店等の事業者との契約の全部または一部の変更または解除を希望する場合は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者自らが当該飲食店等の事業者と連絡するものとし、ただし、航空券予約はこの限りでなく、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者が航空券予約の全部または一部の変更または解除を希望する場合は、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者はオペレーターサービスデスクに連絡するものとし、

第8条 （旅行業法の表示）

1. 本サービスの提供にあたり、旅行業法第 12 条の 4 第 2 項に定める取引条件の説明書面および同法第 12 条の 5 第 1 項に定める契約内容を記載した書面の交付が必要となる場合、TC は、当該書面の交付に代えて、My TOYOTA (WEB)

において PDF 形式 (Adobe Reader で閲覧可能な状態) および HTML 形式で掲載する方法により、当該書面に記載すべき情報を提供できることとし、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、これを承諾します。

- 前項の規定にかかわらず、オペレーターサービス Plus 契約者およびオペレーターサービス利用者は、T-Connect 利用規約記載のお問い合わせ先に連絡をすることで、当該書面の交付を求めることができるものとします。

第9条 (オペレーターサービス Plus 利用料の支払い)

オペレーターサービス Plus 契約者は、オペレーターサービス Plus 利用契約に基づき、オペレーターサービス Plus 利用料として別紙に定める金額を、TC に対して、支払うものとします。オペレーターサービス Plus 利用料の支払方法および支払期日は、オペレーターサービス Plus 利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第10条 (契約期間)

オペレーターサービス Plus 利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第11条 (免責)

- TC は、取次先事業者や飲食店等の事業者が提供するサービスや情報について、本サービス利用者に対して一切の責任を負いません。ただし、TC に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- TC は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービス利用者がオペレーターサービスの全部または一部を利用できないことにより本サービス利用者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
 - 取次先事業者のサービスの故障、損壊、不具合、終了等による場合
 - 取次先事業者の故意または過失による場合

第12条 (特則)

オペレーターサービス Plus 契約者のうち本条に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびオペレーターサービス Plus 利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- 第 3 条第 2 項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者
 - オペレーターサービス Plus 利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、オペレーターサービス Plus 利用料を別途支払う必要はありません。
 - 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、オペレーターサービス Plus 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

(付則) 2024 年 1 月 29 日改定

別紙

■オペレーターサービス Plus

(1) T-Connect スタンダード

①T-Connect スタンダードの契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス Plus 利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、契約成立日から、当該成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。オペレーターサービス Plus 利用契約は、自動更新契約です。オペレーターサービス Plus 契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにオペレーターサービス Plus 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにオペレーターサービス Plus 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	年払い	6,050 円／年
	月払い	550 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet（TS CUBIC）	

②T-Connect スタンダードの契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、オペレーターサービス Plus を利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。法人リース契約の契約期間のどの時点でオペレーターサービス Plus 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてオペレーターサービス Plus 契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	

マイカーサーチ Plus 利用規約

マイカーサーチ Plus 利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供する「マイカーサーチ Plus」、および、TC 所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する「マイカーSecurity」および「マイカーサーチ」の利用条件を定めるものです。マイカーサーチ Plus 利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、マイカーサーチ Plus 利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

第1条 （規約の適用）

1. マイカーサーチ Plus 利用規約は、TC と本サービス利用者等（次条にて定義します）の本サービス（次条にて定義します）の利用に関する関係一切に適用されます。
2. TC は、本サービスの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「マイカーサーチ Plus 諸規程」といいます）を定めることがあります。マイカーサーチ Plus 諸規程は、マイカーサーチ Plus 利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、本サービス利用者等は、本サービスを利用する際には、マイカーサーチ Plus 利用規約に加えてマイカーサーチ Plus 諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、マイカーサーチ Plus 利用規約とマイカーサーチ Plus 諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、マイカーサーチ Plus 諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第2条 （定義）

マイカーサーチ Plus 利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のマイカーサーチ Plus 利用規約で使用する用語は、マイカーサーチ Plus 利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について

(<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) マイカーサーチ Plus : T-Connect のオプションサービスとして TC が提供する第 6 条に規定するサービスをいいます。
- (2) マイカーSecurity : 所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する第 6 条に規定するサービスをいいます。
- (3) マイカーサーチ : 所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する第 6 条に規定するサービスをいいます。
- (4) 本サービス : マイカーサーチ Plus、マイカーSecurity およびマイカーサーチを総称していいます。
- (5) マイカーサーチ Plus 契約者 : マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC との間でマイカーサーチ Plus の利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (6) マイカーサーチ Plus 利用契約 : マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC およびマイカーサーチ Plus 契約者との間で成立するマイカーサーチ Plus の利用に関する契約をいいます。
- (7) マイカーサーチ Plus 権限受領者 : T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項に定めに基づきマイカーサーチ Plus 契約者からマイカーサーチ Plus の利用権限を付与された者をいいます（マイカーサーチ Plus 契約者自身を含みません）。
- (8) マイカーサーチ Plus 契約者等 : マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーサーチ Plus 権限受領者を総称していいます。
- (9) マイカーSecurity 利用者 : マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、マイカーSecurity を利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいます。
- (10) マイカーSecurity 権限受領者 : T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項の定めに基づきマイカーSecurity 利用者から

マイカーSecurityの利用を許諾された者をいいます（マイカーSecurity利用者自身を含みません）。

- (11) マイカーSecurity 利用者等：マイカーSecurity 利用者およびマイカーSecurity 権限受領者を総称していいます。
- (12) マイカーサーチ利用者：マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、マイカーサーチを利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいます。
- (13) マイカーサーチ権限受領者：T-Connect 利用規約第8条第2項の定めに基づきマイカーサーチ利用者からマイカーサーチの利用を許諾された者をいいます（マイカーサーチ利用者自身を含みません）。
- (14) マイカーサーチ利用者等：マイカーサーチ利用者およびマイカーサーチ権限受領者を総称していいます。
- (15) 本サービス利用者等：マイカーサーチ Plus 契約者等、マイカーSecurity 利用者等およびマイカーサーチ利用者等を総称していいます。
- (16) 本サービス利用車両：マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき本サービスを利用する車両をいいます。
- (17) マイカーサーチ Plus 利用料：マイカーサーチ Plus の提供にかかる対価・料金をいいます。

第3条 （マイカーサーチ Plus 利用契約の申し込み）

1. マイカーサーチ Plus は、TC がマイカーサーチ Plus を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。マイカーサーチ Plus 利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がマイカーサーチ Plus を利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. マイカーサーチ Plus 利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。マイカーサーチ Plus を利用できる車種はこちら（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください。

第4条 （マイカーSecurity の利用）

マイカーSecurity は、TC がマイカーSecurity を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。マイカーSecurity を利用できる車種はこちら

（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください。

第5条 （マイカーサーチの利用）

マイカーサーチは、TC がマイカーサーチを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。マイカーサーチの利用できる車種はこちら

（https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf）からご確認ください。

第6条 （サービスの内容）

1. 本サービスは、ドアのこじ開け等による車両の異常を検知した場合に、TC 所定の方法でお知らせを行うサービスです。詳細はこちら（<https://toyota.jp/tconnectservice/service/mycarsearch.html>）からご確認ください。
2. マイカーサーチ Plus は、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーサーチ Plus 権限受領者が利用できます。
3. マイカーSecurity は、マイカーSecurity 利用者およびマイカーSecurity 権限受領者が利用できます。
4. マイカーサーチは、マイカーサーチ利用者およびマイカーサーチ権限受領者が利用できます。ただし、車両位置追跡および警備員派遣は、マイカーサーチ利用者等においては利用できません。また、T-connect スタンドードまたは T-Connect エントリーの基本サービスとしてマイカーサーチを利用するマイカーサーチ利用者等においては、上記のほか、マイカー始動通知およびアラーム通知はご利用いただけません。

第7条 (利用条件および遵守事項)

1. TC は、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者のみが利用できるサービスに関して、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、本サービスの利用にあたって、T-Connect の申込時に付与された ID およびパスワード、またはマイカーサーチ Plus 契約者本人およびマイカーSecurity 利用者本人を特定できる情報をもって、本サービスを利用しようとする者がマイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者であることを確認できない場合には、本サービスを提供できません。ただし、本サービスを提供しないことでマイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者の利益を著しく損なうおそれがあると TC が判断し、かつ本サービスを提供することが法令等に違反しない場合はこの限りではありません。
2. 本サービスの一部を利用するためには、My TOYOTA+ のダウンロードが必要です。お持ちのスマートフォンに My TOYOTA+ をダウンロードしてください。なお、My TOYOTA+ に対応するスマートフォンは、Google Play または App Store の対応機種情報をご確認ください。
3. 本サービスのうち、オペレーターによる対応が伴うサービスについては、電話での対応に限り、FAX、その他の手段による対応は行っておりません。
4. 本サービス利用者によるオペレーターの指名には対応しておりません。
5. 本サービス利用者からの要請の集中や要請内容等により、サービスの提供が遅れる場合があります。
6. 本サービスには、それぞれ所定の作動条件があります。詳しくはマイカーサーチ Plus 利用規約の定めに加え、My TOYOTA+ のヘルプをご確認ください。
7. マイカーサーチ Plus 契約者、マイカーSecurity 利用者およびマイカーサーチ利用者は、T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項に定めるところにより、自己の責任と費用負担において、マイカーサーチ Plus 権限受領者、マイカーSecurity 権限受領者およびマイカーサーチ権限受領者に対して、マイカーサーチ Plus、マイカーSecurity およびマイカーサーチのサービスを利用することができる権限を付与することができます。
8. 本サービス利用者等は、本サービスの利用にあたって、My TOYOTA+ 上に記載される利用方法その他の留意事項を遵守するものとします。

第8条 (アラーム通知・車両の位置追跡)

1. アラーム通知は、盗難発生警報装置の作動により、車載機および DCM が警報信号を感知し、センターに警報信号が送信された場合に、本サービス利用者等があらかじめ TC 所定の方法で設定した連絡方法（メール、電話またはプッシュ通知）にて連絡を行うサービスです。TC は、当該連絡に応答した者に対して、本サービス利用車両の車載機および DCM が警報信号を送信している事実並びに「T-Connect サービスの個人情報等の取得と利用について」に定める契約データおよび車両データのうち必要な情報をお伝えします。
2. 車両の位置追跡サービスは、下記のいずれかに該当する場合にサービスを提供します。
 - (1) 盗難発生警報装置の作動により、車載機および DCM が警報信号を感知し、センターに警報信号が送信され、かつ本サービス利用車両が盗難されたと マイカーサーチ Plus 契約者、マイカーSecurity 利用者またはアラーム通知連絡に回答した者が判断した場合で、マイカーサーチ Plus 契約者、マイカーSecurity 利用者または当該回答者からオペレーターに車両の位置追跡の要請があったときオペレーターが本サービス利用車両の位置を確認し、位置の追跡可能な場合には、マイカーサーチ Plus 契約者、マイカーSecurity 利用者またはアラーム通知連絡に回答した者に対して、本サービス利用車両の位置情報をお伝えします。
 - (2) 盗難発生警報装置が作動していない場合であっても、マイカーサーチ Plus 契約者またはマイカーSecurity 利用者から本サービス利用車両の盗難について警察へ被害届が提出され、TC に対し当該被害届の受理番号の申告がなされた場合で、マイカーサーチ Plus 契約者またはマイカーSecurity 利用者からオペレーターに車両の位置追跡の要請があったときオペレーターが本サービス利用車両の位置を確認し、位置の追跡可能な場合には、マイカーサーチ Plus 契約者、マイカーSecurity 利用者に対して、本サービス利用車両の位置情報をお伝えします。
3. アラーム通知および車両の位置追跡サービスは、TC 所定のサービス提供条件に該当しない場合、対応をお断りさせ

ていただく場合があります。

第9条 (警備員の派遣)

1. 警備員の派遣は、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者のみが利用できます。
2. TC は、盗難発生警報装置の作動により、車載機および DCM が警報信号を感知し、センターに警報信号が送信され、かつ本サービス利用車両が盗難されたとマイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者が判断した場合で、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者から警備員の派遣要請を受けたときには、TC 所定の警備会社の警備員を車載機および DCM から送信される位置情報のおおよその位置に派遣させ、次の業務を行います。
 - (1) 警備員は、TC の指示に基づき派遣した位置付近を巡回し、本サービス利用車両の発見に努めます。巡回時間は、原則として、警備員が巡回のために出動してから 1 時間とし、同巡回に要する費用は無料とします。
 - (2) マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者が TC 所定の方法によって 1 時間を超える巡回を要請した場合、TC は、警備員に対して、さらに、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者が指定する時間内の巡回を行わせるものとします。1 時間を超える巡回については別途費用が発生し、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者がその支払義務を負います。
 - (3) マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity は、警備員の巡回に際し、TC の要請があった場合、巡回に同行する等の協力をするものとします。
 - (4) マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者が巡回に同行する際に要する費用については、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者の自己負担とします。
 - (5) マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者による巡回の同行については、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者の責任に基づいて実施されるものです。同行中に生じる事故等について、警備会社、警備関連会社（次条に定義）および警備員ならびに TC は、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者何らの責任も負いません。
 - (6) TC は、マイカーサーチ Plus 契約者に対して、第(1)号および第(2)号の巡回の結果（本サービス利用車両を発見できた場合はその旨、巡回時間内で発見できなかった場合はその旨）を電話等 TC 所定の連絡方法にて通知します。
3. 前項第(1)号および第(2)号の業務範囲は、原則として、警備員が公道上から目視できる範囲とし、第三者の占有・管理に属するために任意に入場できない範囲、警備員に危険が生じる可能性があるとして TC が判断した範囲およびその他通常の巡回が不可能な範囲を除くものとします。
4. 第2項第(1)号および第(2)号の業務における TC の契約上の義務は、第2項第(6)号の通知をもって一切完了するものとします。ただし、第2項第(6)号の業務において、理由の如何を問わず、TC 所定の方法によるマイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者に対する連絡が奏功しない場合は、TC がマイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者に対して連絡を試みた時点をもって TC の契約上の義務は終了するものとします。
5. 本サービス利用車両が発見できない場合、本サービス利用車両が棄損した場合等について、TC はマイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者何らに損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません。
6. 警備員の派遣業務は、TC が、本サービス利用車両の捜索を行うのみであり、発見した本サービス利用車両を警備するものではありません。
7. 前各項の規定にかかわらず、次の場合は警備員の派遣業務の対象外とします。
 - (1) 車載機および DCM から送信される位置情報の検索が不可能な場合
 - (2) TC が、車載機および DCM から送信される位置情報に基づき、本サービス利用車両の停車時間が 10 分未満であると判断する場合
 - (3) 山間部、離島、高速道路上その他警備会社が対応できない地域に本サービス利用車両が存在する場合

- (4) マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者が同一事象について繰り返し警備員の派遣を要請していると TC が判断する場合
- (5) T-Connect 利用規約またはマイカーサーチ Plus 利用規約の他の規定に定める事由により本サービスの全部または一部を提供することができないことに起因して、TC が警備員の派遣を困難と判断する場合。

第10条 (警備会社の関連会社への委託)

本サービスの提供において、本サービス利用車両の所在位置が、警備会社の関連会社（以下、「警備関連会社」といいます）が管轄する地域である場合には、TC は、TC および警備会社の責任で、その対応業務を当該警備関連会社に委託することができるものとします。

第11条 (リモートモビライザー)

1. リモートモビライザーは、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者のみが利用できます。
2. リモートモビライザーは、所定の作動条件を満たした場合において、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者から TC 所定の方法でリモートモビライザー設定の要請があった場合に、本サービス利用車両の始動（ACC-ON または IG/ON）を行えない状態（以下、「リモートモビライザー設定中」といいます）にします。
3. リモートモビライザーは、本サービス利用車両の盗難について警察に被害届を提出いただくことを条件としてサービスを提供します。

第12条 (マイカーサーチ Plus 利用料の支払い)

マイカーサーチ Plus 契約者は、マイカーサーチ Plus 利用契約に基づき、マイカーサーチ Plus 利用料として別紙に定める金額を、TC に対して支払うものとします。マイカーサーチ Plus 利用料の支払方法および支払期日は、マイカーサーチ Plus 利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

第13条 (契約期間)

マイカーサーチ Plus 利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

第14条 (免責)

TC は、取次先事業者のサービスの故障、損壊、不具合、終了等による場合、あるいは、取次先事業者の故意または過失による場合について、本サービス利用者等に対して一切の責任を負いません。ただし、TC に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

第15条 (特則)

マイカーサーチ Plus 契約者のうち本条に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびマイカーサーチ Plus 利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) 第 3 条第 2 項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者
 - (i) マイカーサーチ Plus 利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、マイカーサーチ Plus 利用料を別途支払う必要はありません。
 - (ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかなを問わず終了した場合、マイカーサーチ Plus 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

別紙

■マイカーサーチ Plus

(1) T-Connect エントリー、T-Connect スタンダード

①T-Connect エントリーまたはスタンダードの契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、マイカーサーチ Plus 利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、マイカーサーチ Plus 利用契約の契約成立日から、当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 マイカーサーチ Plus 利用契約は、自動更新契約です。マイカーサーチ Plus 契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにマイカーサーチ Plus 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにマイカーサーチ Plus 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	年払い	2,420 円／年
	月払い	220 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

②T-Connect エントリーまたはスタンダードの契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、マイカーサーチ Plus を利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でマイカーサーチ Plus 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてマイカーサーチ Plus 契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	